

牛久市第5期障がい福祉計画 牛久市第1期障がい児福祉計画

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

平成30年3月

牛久市

はじめに

障がいのある方やそのご家族などに関係する法律の成立改正が行われる中、本市では、平成27年3月に障害者基本法に基づく障害者施策の基本である「牛久市第3期障がい者プラン」および障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保や施策を具体化するための実施計画である「牛久市第4期障がい福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて様々な施策を実施してまいりました。



このたび、「牛久市第4期障がい福祉計画」が平成29年度をもって計画期間の終期を迎えることから、新たに平成30年度から3年間の「牛久市第5期障がい福祉計画」および障がいのあるお子様の健やかな育成を支援するための実施計画である「牛久市第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本市といたしましては、本計画に基づき、当該施策の推進に鋭意取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様により一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

この2つの計画には、平成28年5月に改正された障害者総合支援法や発達障害者支援法など、法律や制度の変化を踏まえ、主に平成32年度を目標年度とした数値目標と、障害福祉サービス等の見込量、さらにそれらを達成するための方策を定めております。

今回策定した計画は、牛久市第3期障がい者プランの基本理念として掲げる「障がいのある人もない人も、その人らしく、だれもが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、障がいのある方への支援の一層の充実を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました自立支援協議会の皆様をはじめ、作業部会の皆様、アンケート調査等でご協力いただきました多くの市民の皆様や事業所、団体等の皆様に対しまして心から御礼を申し上げます。

平成30年3月

牛久市長 根本 洋 治

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	3
2 障がい者施策をめぐる動向	4
3 基本方針	7
4 基本方針改正の概要	9
5 障がい福祉サービスの仕組み	10
6 計画の位置づけ	14
7 計画の期間	15
第2章 障がい者・児の状況	17
1 牛久市の状況	19
2 調査結果	26
3 ヒアリング結果	46
第3章 障がい福祉サービスの利用状況（障がい福祉計画）	59
1 障がい福祉サービス	61
2 地域生活支援事業	64
第4章 今後の障がい福祉サービス等の見込み及び方策（障がい福祉計画）	67
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	69
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	70
3 地域生活支援拠点等の整備	71
4 福祉施設利用者の一般就労への移行	72
5 相談支援体制の充実	75
6 サービス提供基盤の整備等	76
7 障がい者の虐待防止・差別解消等への取組	78
8 成年後見の利用促進	79
9 発達障がい・難病患者の支援	80
第5章 障がい福祉サービス等の目標値（障がい福祉計画）	81
1 障がい福祉サービス	83
（1）訪問系サービス	83
（2）①日中活動系サービス（生活介護等）	84
②日中活動系サービス（療養介護）	85
③日中活動系サービス（短期入所）	85
（3）居住系サービス	85
（4）計画相談支援	86
2 地域生活支援事業	87
（1）相談支援事業	87
（2）意思疎通支援事業	87
（3）日常生活用具費給付事業	88
（4）移動支援事業	88
（5）地域活動支援センター事業	89
（6）日中一時支援事業	89
（7）訪問入浴サービス事業	90
（8）その他の地域生活支援事業	90

第6章 障がい児福祉サービスの利用状況（障がい児福祉計画）	93
1 障がい児福祉サービス	95
第7章 障がい児福祉サービス等の目標値（障がい児福祉計画）	97
1 障がい児福祉サービス	99
(1) 障がい児通所支援（未就学児）	99
(2) 障がい児通所支援（学齢期）	100
(3) 障がい児相談支援	101
2 障がい児への支援	102
(1) 発達障がい児へのサービス	102
(2) 医療的ケア児へのサービス	103
(3) 重度心身障がい児に対する支援	104
(4) 小中学校との連携・情報共有	104
第8章 計画の進行管理	105
計画の進行管理	107
資料編	109
1 策定の経緯	111
2 協議会条例	112
3 設置規則	114
4 委員名簿	115

第 1 章

計画の基本的な考え方

本市では、前計画（平成27年度から平成29年度までの計画期間）において、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきとくらせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

この間に、知的障がいや精神障がいのある人の増加に加えて、高次脳機能障がいや発達障がいのある人、さらには難病患者への支援の必要性が高まる等、障がい福祉の対象は大きく広がってきています。

また、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、改めて、障がいのある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。とくに、障がいのある人への虐待に関しては、障がいのある人の人権擁護の必要性を、広く社会に認識させることとなったといえるでしょう。

こうした社会の動向を受けて、平成28年の6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が改正され、新たな福祉サービスを導入する等、多様化・複雑化する障がい福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

こうした状況を受けて、牛久市は、ここに「第5期障がい福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が、切れ目のない支援を受けながら、地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がい施策の推進を図ります。

2

障がい者施策をめぐる動向

(1) 障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

(2) 障害者虐待防止法の成立と施行

虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障がい者虐待の防止に向けた取組を推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

(3) 障害者総合支援法の成立と施行

障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法にかわる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されなければならない」という理念の基に、障がいの範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障がい支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障がい者施策が示されています。

(4) 障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

(5) 障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）（平成25年度から平成29年度まで）が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正をふまえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施

策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

(6) 障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、平成20年5月に発効されました。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。この条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

(7) 第4期障がい福祉計画の基本指針

平成26年に策定された第4期障がい福祉計画では、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障がい児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくとされています。

(8) 子ども・子育て支援新制度の創設

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が成立し、平成27年4月から本格実施されました。

障がい児について、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

(9) 障害者差別解消法の成立と施行

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成28年4月から施行されました。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障がいがあるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くため不当な差別的取扱いを禁止し、必要な「合理的配慮」を提供することなどを規定しています。

(10) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月から施行されました。この法律では、雇用の分野において、障がい者に対して障がいを理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、法定雇用率の

算定に、精神障がい者を加えることが明記されています。

(11) 改正障害者総合支援法の成立

平成28年5月、自立生活援助、職場定着支援、障がい者の高齢化への対応など新規事業の1創設等を内容とする、改正障害者総合支援法が成立しました。

(12) 改正発達障害者支援法の成立

平成28年5月、社会的障壁の除去、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うこと等を内容とする、改正発達障害者支援法が成立しました。

(13) 第5期障害福祉計画等に係る国の基本方針見直し告示

平成29年3月、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めた基本指針の見直しが告示されました。地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実が主な見直しのポイントとされています。

市町村障がい福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、5つの基本理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスの活用が促されるようにする。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材

の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進する。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作り
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を、障がい児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障がい保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障がい福祉計画等に位置づけ、計画的に推進する。

（１）地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。

（２）精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

（３）障がい児支援の提供体制の計画的な整備

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により、児童福祉法に障がい児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、以下の柱を盛り込み、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

- ① 地域支援体制の充実
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

（４）発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者支援法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、発達障がい者の支援の体制の整備を図るため、発達障がい者支援協議会の設置の重要性等について定める。

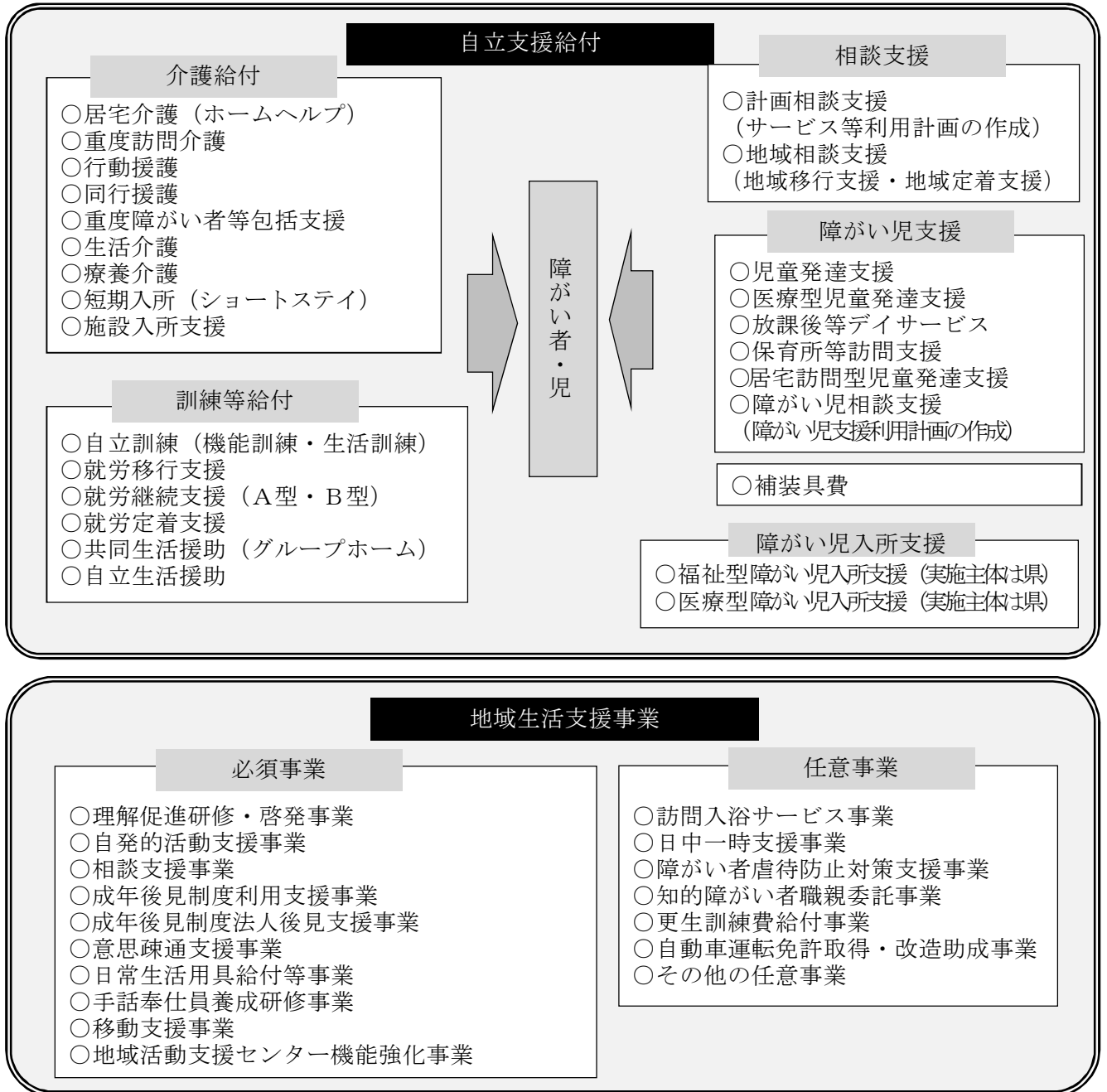
- ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ② 地域生活支援拠点等の整備

5

障がい福祉サービスの仕組み

改正障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成30年4月から施行されます。

【障がい福祉サービスの全体像】



【主な障がい福祉サービスの内容】

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	障がいのある人が雇入れ後に早期離職することなく職場定着するため、また、難病患者等の職場定着に関する取組の支援を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	一人暮らしへ移行した障がいのある人に一定期間、巡回訪問や随時の対応で適切な支援を行います
相談支援	計画相談支援	サービス等利用に関する情報提供、計画案及び計画作成、事業者との連絡・調整を行います
	地域相談支援	施設や病院にいる障がい者に住居を確保する等の地域生活へ移行するための支援、単身で生活する者との連絡体制の確立・支援を行います

障がい児支援	児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います
	医療型児童発達支援	児童発達支援に併せて上肢・下肢または体幹機能に障がいのある子どもの治療を行います
	放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います
	保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のため外出困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援のサービスを行います
	障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します
	相談支援事業	障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある又は精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障がいがある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現、技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行います
	地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業です
	訪問入浴サービス事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者や保護者の負担の大きい障がい児の方に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します

日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに見守りや、日常的訓練などを行います
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります
知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある方を一定期間職親に預け、生活指導や技能習得訓練を行います
更生訓練費給付事業	自立生活および就労に向けて訓練を受けている方に効果的に訓練を受けるための経費(消耗品費等)や、通所のための経費を支給します
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、または身体障がい者自身が購入する自動車にアクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、費用の一部を助成します

6

計画の位置づけ

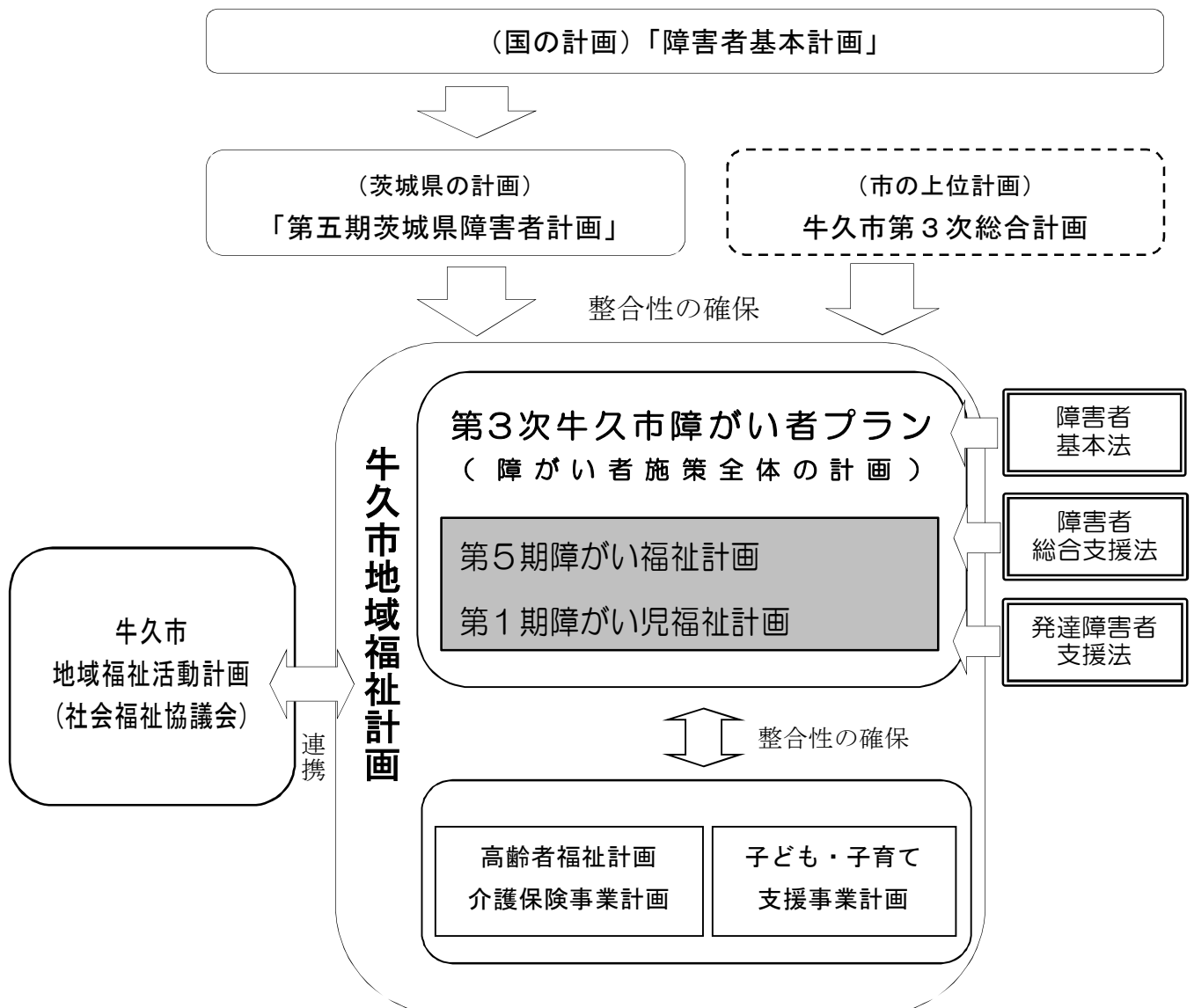
(1) 本計画は、国の基本指針や県計画との整合を図るとともに、市の上位計画である牛久市第3次総合計画や第3次牛久市障がい者プランの実現に向けた実施計画として位置づけ、本市の特性や独自の課題等を踏まえ、目標や見込量を設定するものです。

(2) 障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に策定が規定されており、国の基本指針に即し、『障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画』と定義されています。

(3) 障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画であり、障がい児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

<障がい福祉計画の位置づけ>



7

計画の期間

障がい福祉計画の期間については、平成32年度を目標年度とし、第1期（平成18年度から平成20年度まで）から第4期（平成27年度から平成29年度まで）の実績を踏まえ、平成30年度～平成32年度までの3年間を計画期間とするものです。

また、第1期障がい児福祉計画についても、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
国	障害者基本計画	第2次						第3次						第4次				
	障害者計画	いばらき障害者いきいきプラン						新しいばらき障害者プラン										
県	障害福祉計画	第2期						(第3期・第4期)										
	障がい者プラン	第2次						第3次										
市	障がい福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期					
	障がい児福祉計画													第1期				

第 2 章

障がい者・児の状況

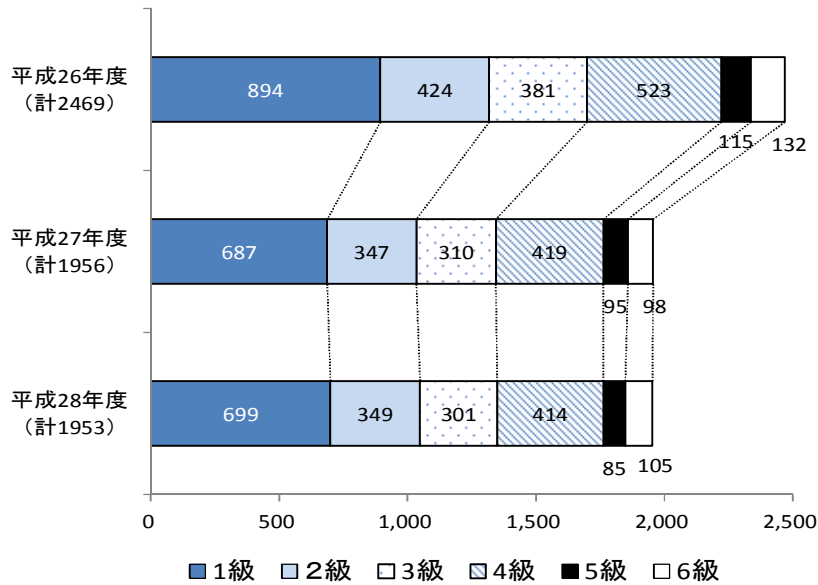
1

牛久市の状況

1 障がい者の現況

(1) 障がい者手帳の交付状況

●身体障がい者手帳



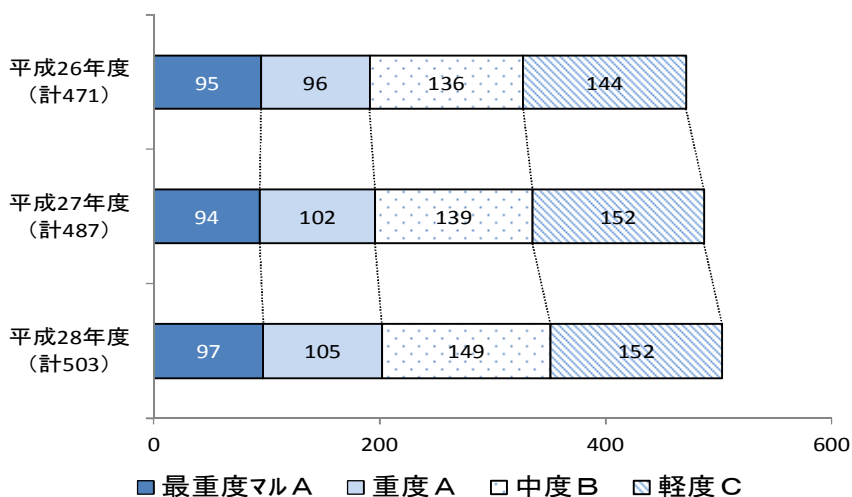
(件)

※各年3月31日現在

資料：社会福祉課

身体障がい者手帳は、最も重度である1級から軽度の6級まで6段階に分かれています。平成29年3月末現在の交付状況は、等級別に見ると1級が699件、2級が349件、3級が301件、4級が414件、5級が85件、6級が105件となっています。

●療育手帳



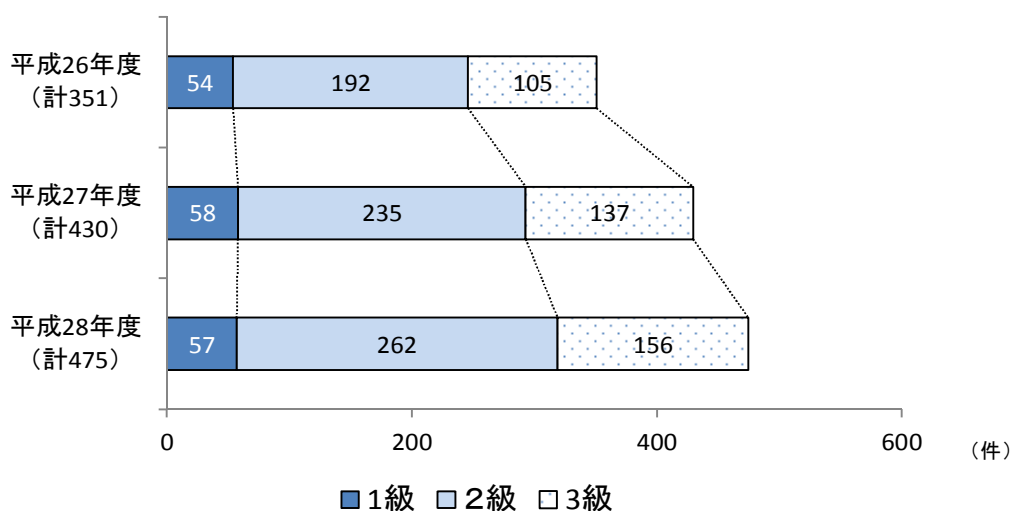
(件)

※各年3月31日現在

資料：社会福祉課

療育手帳は、最も重度であるマルAから軽度のCまで4段階に分かれています。平成29年3月末現在の交付状況は、マルAが97件、重度Aが105件、中度Bが149件、軽度Cが152件となっています。

●精神障がい者保健福祉手帳

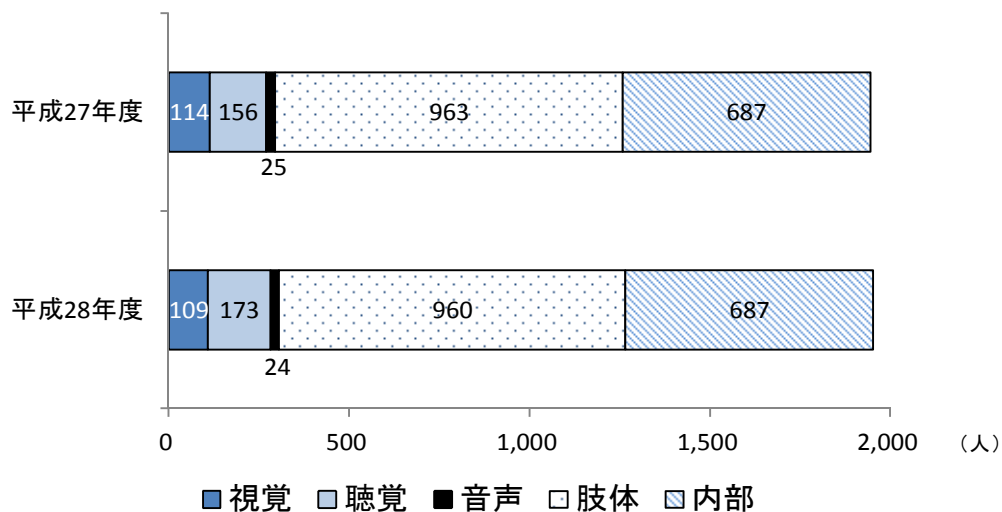


※各年3月31日現在

資料：社会福祉課

精神障がい者の手帳である精神障がい者保健福祉手帳は、最も重度である1級から軽度の3級まで3段階に分かれています。平成29年3月末現在の交付状況は、1級が57件、2級が262件、3級が156件となっています。

(2) 身体障がい者の状況



※各年3月31日現在

資料：社会福祉課

平成28年3月末現在で、市内の身体障がい者手帳の交付状況を内容別に見ると視覚障がい109件、聴覚・平衡機能障がい173件、音声・言語・そしゃく機能障がい24件、肢体不自由960件、内部障がい687件となっています。

2 障がい児の教育環境

(1) 市内小中学校への就学状況

市内小学校への就学状況は、平成29年度で780人、うち通常学級へ762人、特別支援学級へ18人となっています。他に、特別支援学校へ4人、国立・私立小学校へ3人が就学しています。市内中学校への進学状況は、平成29年度で709人、うち通常学級へ696人、特別支援学級へ13人となっています。他に、特別支援学校へ4人、国立・私立中学校へ60人、県外・市外公立学校へ6人が進学しています。

① 小学校への就学状況

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度
牛久市立小学校児童数計	810	798	843	780
牛久市立小学校 (通常学級)	792	780	824	762
牛久市立小学校 (特別支援学級)	18	18	19	18
特別支援学校	4	6	6	4
国立・私立小学校	5	2	2	3

※平成26年度から平成29年度まで5月1日現在

資料：教育総務課

② 中学校への就学状況

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度
牛久市立中学校生徒数計	704	681	716	709
牛久市立中学校 (通常学級)	695	675	706	696
牛久市立中学校 (特別支援学級)	9	6	10	13
特別支援学校	0	12	6	4
国立・私立中学校	56	58	61	60
その他	7	2	6	6

※平成26年度から平成29年度まで5月1日現在

資料：教育総務課

※国立・私立中学校進学者には、茨城県立並木中等学校進学者を含む

※その他：県外、市外公立進学者

(2) 市内小中学校の特別支援学級の状況

平成29年度の市内小学校の児童数は合計で4,832人、うち特別支援学級に在籍している児童は129人(2.7%)です。学級数で見ると、全177学級に対し特別支援学級は26学級(14.7%)となっています。市内中学校の生徒数は合計で2,116人、うち特別支援学級に在籍している生徒は32人(1.5%)です。学級数で見ると、全73学級に対し特別支援学級は10学級(13.7%)となっています。

① 市内小学校の児童数,特別支援学級の学年別学級数

単位：人、学級

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	学級数
全児童数	780	841	826	817	812	756	4,832	177
特別支援学級 在籍児童数	18 (2.3%)	23 (2.7%)	28 (3.4%)	21 (2.6%)	25 (3.1%)	14 (1.9%)	129 (2.7%)	26 (14.7%)

※平成29年5月1日現在

資料：教育総務課

② 市内中学校の生徒数、特別支援学級の学年別学級数

単位：人、学級

	1年生	2年生	3年生	合計	学級数
全生徒数	709	723	684	2,116	73
特別支援学級 在籍生徒数	13 (1.8%)	11 (1.5%)	8 (1.2%)	32 (1.5%)	10 (13.7%)

※平成29年5月1日現在

資料：教育総務課

(3) 近隣の特別支援学校児童生徒数状況

平成29年度、近隣市町村の特別支援学校に通う児童生徒は、小学部へ30人、中学部へ30人、高等部へ37人の計97人います。美浦特別支援学校へ通う児童生徒が最も多く70人、次いで、つくば特別支援学校の19人となっています。

高等部卒業後の進路は、民間事業所への就労、障がい福祉事業所での福祉的就労等となっています。各特別支援学校高等部では、在学中に職場体験を実施し、卒業後も数年にわたり卒業生の就労や生活面での相談に応じるなど、卒業生が学校生活から地域生活へスムーズに移行するための支援を行っています。

○ 近隣の特別支援学校児童生徒のうち牛久市在住者数

単位：人

学 校 名	小学部	中学部	高 等 部			合 計
			1年生	2年生	3年生	
茨城県立水戸高等特別支援学校 (水戸市)			2	-	3	5
茨城県立盲学校(水戸市)	-	1	-	-	-	1
茨城県立霞ヶ浦聾学校 (阿見町)	-	1	-	-	-	1
茨城県立美浦特別支援学校 (美浦村)	21	23	4	11	11	70
茨城県立つくば特別支援学校 (つくば市)	9	5	3	1	1	19
茨城県立下妻特別支援学校 (下妻市)	-	-	-	-	1	1
計	30	30	9	12	16	97

※平成29年5月1日現在

資料：社会福祉課

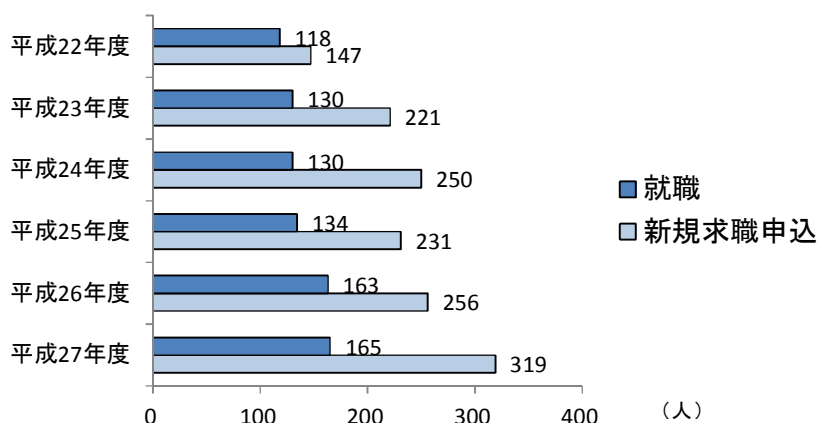
3 障がい者の就労状況

牛久市は、ハローワーク龍ケ崎の管内（龍ケ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、美浦村、利根町、河内町）になります。平成27年度、管内の障がい者就職状況は、新規に求職の申し込みをした方が319人、就職した人が165人でした。平成29年3月末現在、管内に住む障がい者のうち、求職活動中の方は337人、就業中の方は830人となっています。

ハローワークでは、障がいのある登録者への職業紹介、障がい者就職面接会開催や、事業所への障がい者雇用働きかけ等により就労支援を行っています。より専門的な支援等が必要な場合は専門的な職業リハビリテーションや生活面を含めた支援が受けられる機関を紹介するなど、関連機関と連携した就職支援を行っています。

一方で、いったん就職しても短期間で離職してしまうことが多く、就労定着の支援や再び就職しようとする場合の支援が重要となっています。

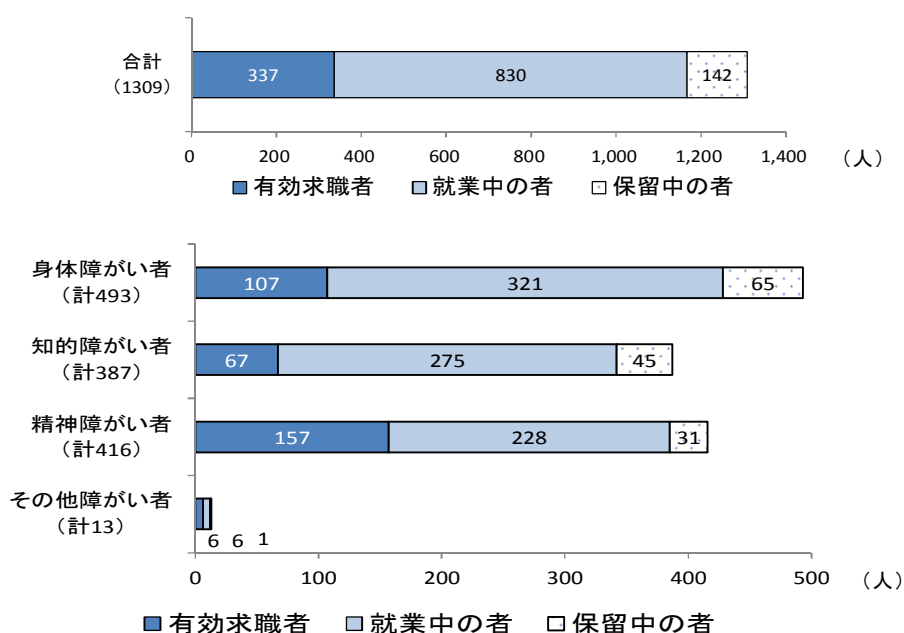
(1) ハローワーク龍ケ崎管内の障がい者新規求職・就職状況



※平成29年3月末現在。

資料：ハローワーク龍ケ崎

(2) ハローワーク龍ケ崎管内の障がい者登録状況



※平成29年3月末現在。「その他障がい者」には発達障がい、難病等を含む。資料：ハローワーク龍ケ崎

4 自立支援医療受給状況

「自立支援医療（精神通院）の受給者証は、平成29年3月末で1、210件交付されており、交付の区分は次の表のとおりとなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者（病状別）

単位：件

区分	茨城県	竜ヶ崎保健 所管内※	牛久市
症状性を含む器質的精神障害	1,432	173	35
精神作用物質使用による精神及び行動障害	590	55	7
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	13,876	1,915	409
気分障害	13,550	2,359	539
神経性障害、ストレス関連障及び身体表現性障害	3,228	464	84
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	142	21	6
成人の人格及び行動の障害	167	16	3
精神遅滞	707	64	15
心理的発達障害	1,177	177	29
小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害	614	73	21
てんかん	3,001	325	61
その他の精神障害	17	3	1
分類不明	0	0	0
合 計	38,501	5,645	1,210

※平成29年3月31日現在

資料：竜ヶ崎保健所

※竜ヶ崎保健所管内：龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、利根町

2

調査結果

調査の概要

① 調査対象

対象者	条件
障がいのある人	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方
一般市民	市内在住の20歳以上の方を住民基本台帳から無作為抽出
市内事業所	市内の障がい福祉関係事業所

② 調査期間：平成29年7月20日～8月7日

③ 発送・回収数

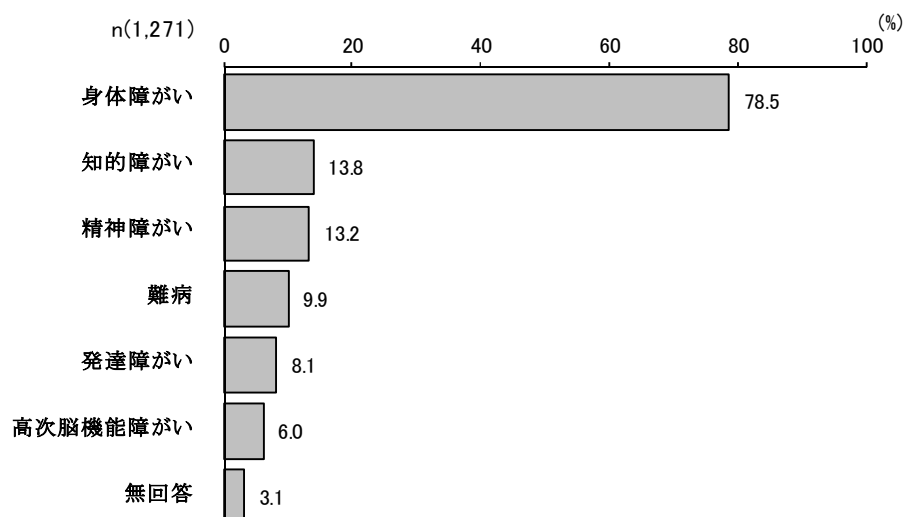
対象者	発送数	有効回収数	有効回収率
障がいのある人	2,606	1,271	48.8%
一般市民	400	145	36.3%
市内事業所	28	15	53.6%

「障がいのある人」からの回答による主な集計結果は次のとおりです。

※以下、グラフの中の「n」は対象者数を表します。

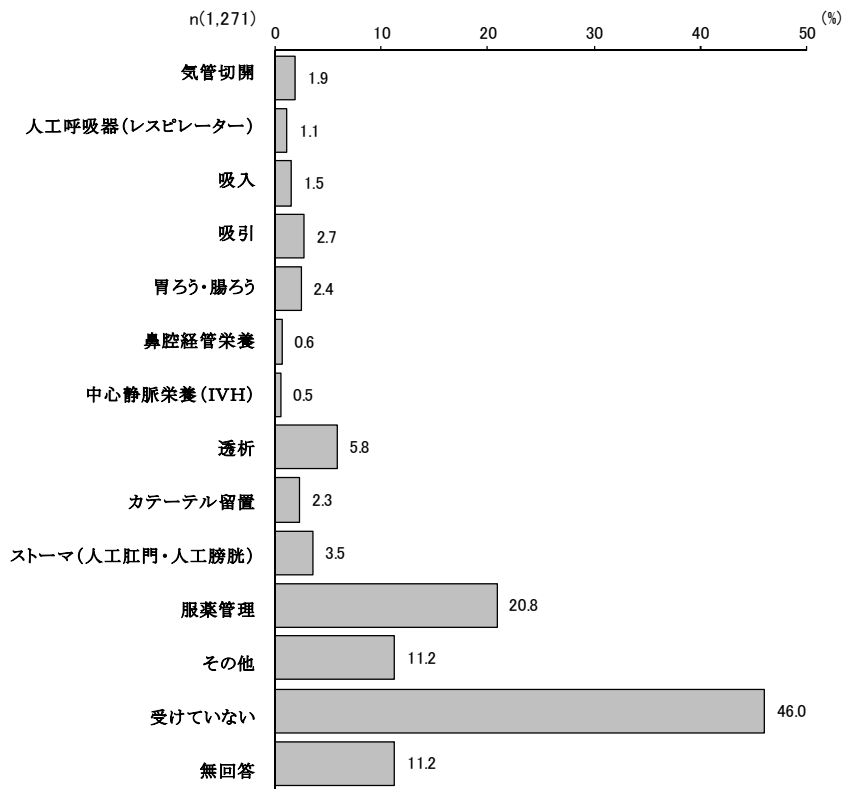
1. 障がいの状況について

1) 障がいの種類



身体障がい者手帳の所持者は、全体の78.5%となっています。

2) あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

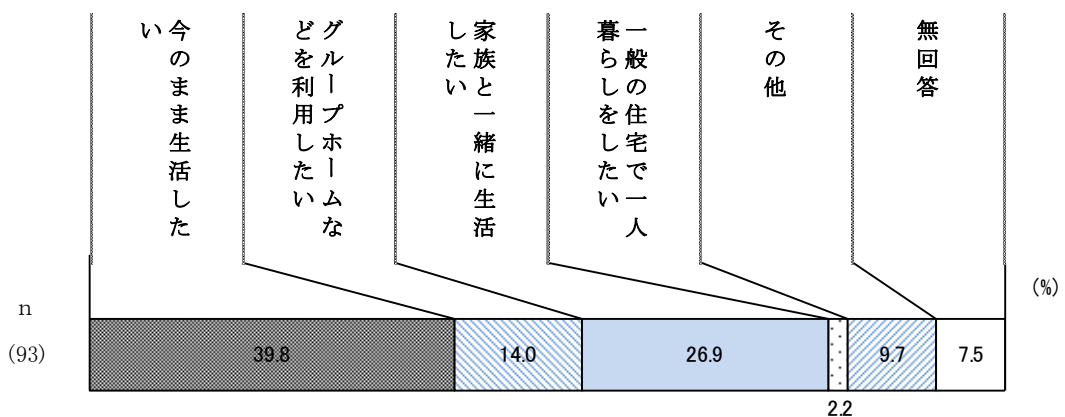


全体の42.8%が何らかの医療ケアを受けており、「服薬管理」が20.8%で最も多くなっています。

2. 住まいや暮らしについて

(施設入所者へ)

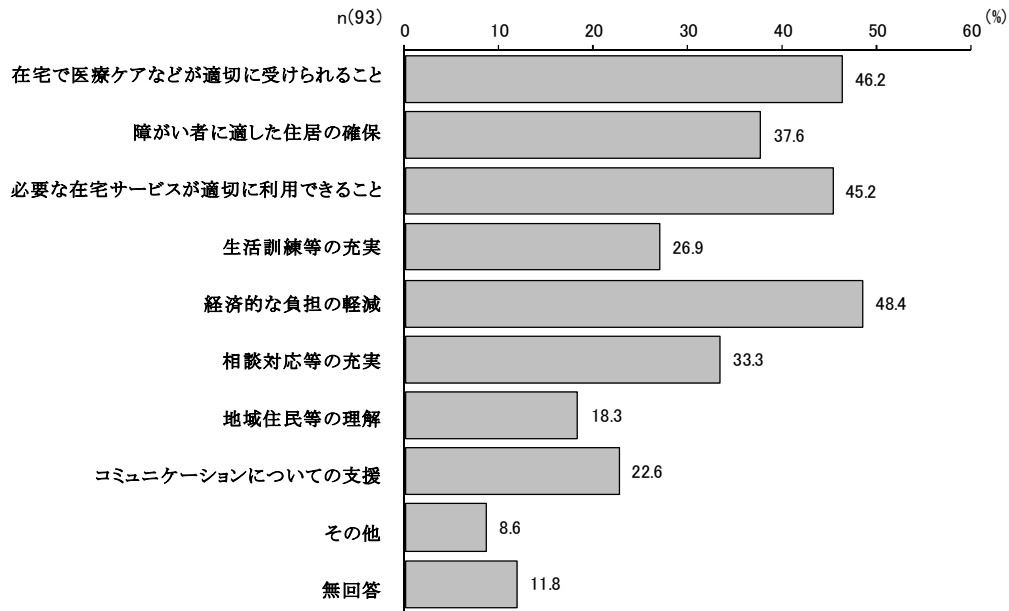
3) あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)



現在、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」「病院に入院している」という人について、将来の生活の希望をみると、「今のまま生活したい」が39.8%で最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が26.9%となっています。

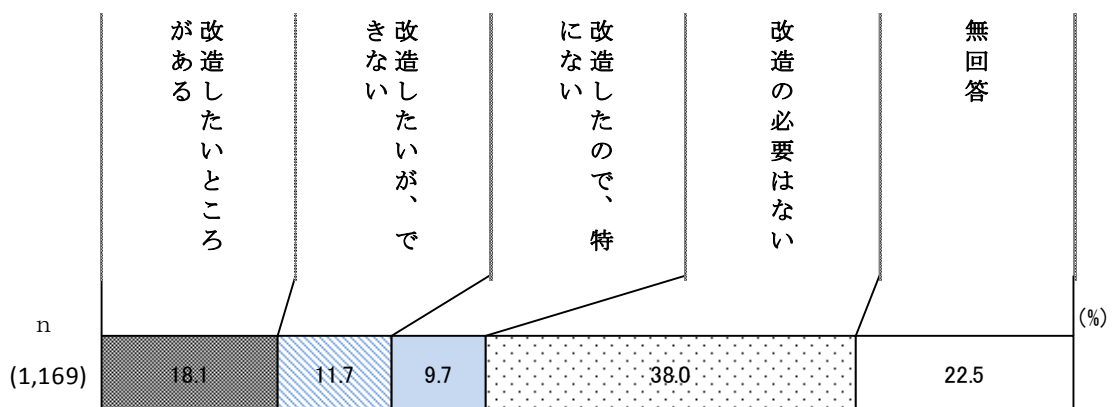
(施設入所者へ)

4) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



現在、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている人が、地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が48.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が46.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が45.2%と、いずれも4割を超えています。

5) あなたの住んでいる住宅で、介護しやすくするため改造したいところがありますか。(○は1つだけ)

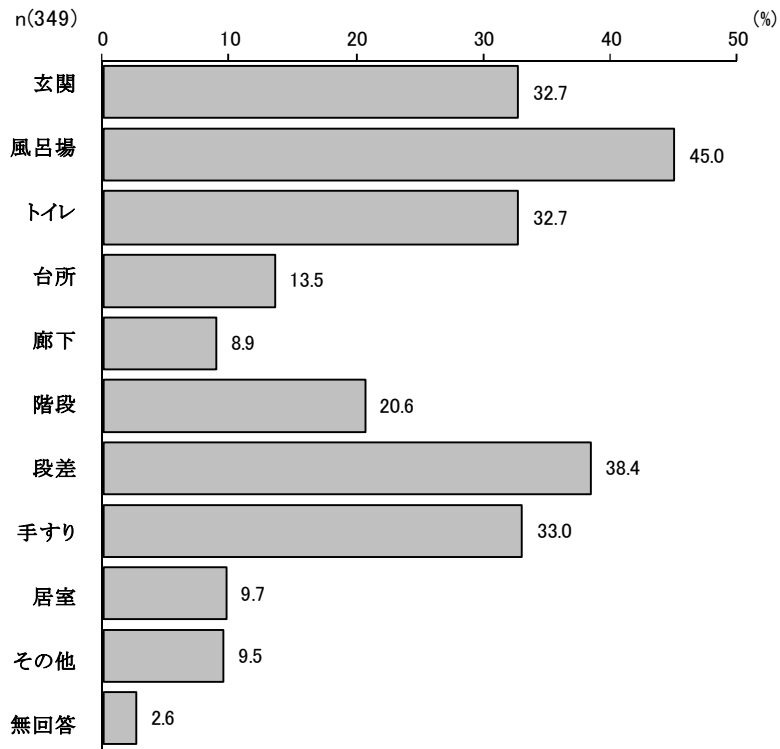


現在、自宅やグループホームで生活している人について、住宅改造の意向をみると、「改造したいところがある」が18.1%、「改造したいが、できない」が11.7%となっています。

一方、「改造の必要はない」は38.0%となっています。

(改造したい人へ)

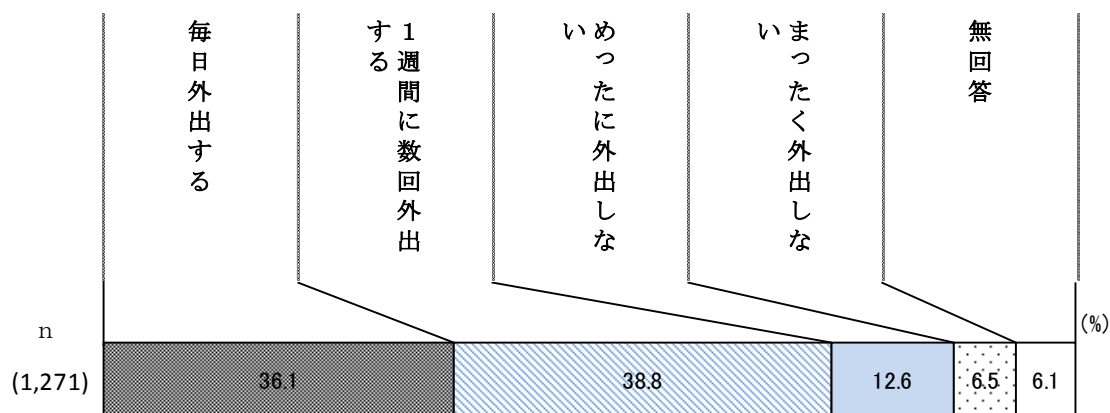
6) あなたの住宅で改造したいところはどこですか。(あてはまるものすべてに○)



住宅改造の意向のある人について、その場所をみると、「風呂場」が45.0%で最も高く、以下「段差」が38.4%、「トイレ」「玄関」が32.7%となっています。

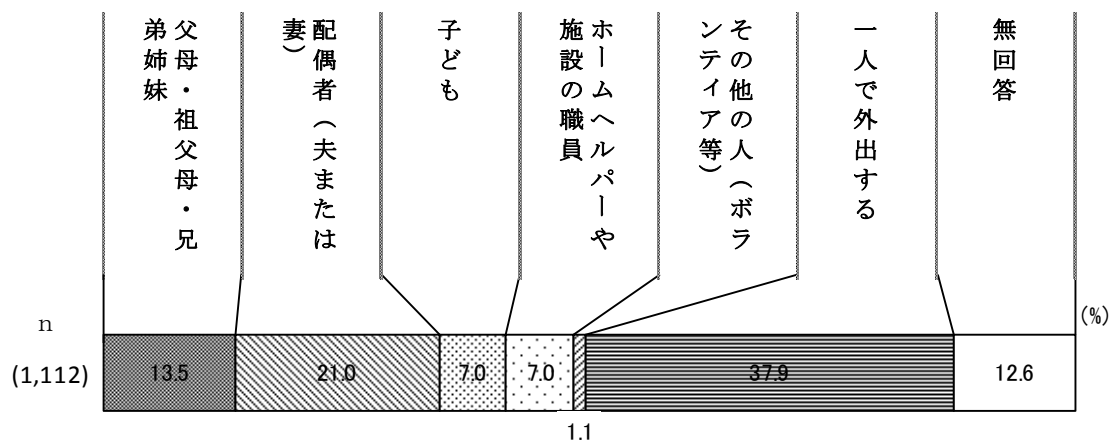
3. 日中活動や就労について

7) あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



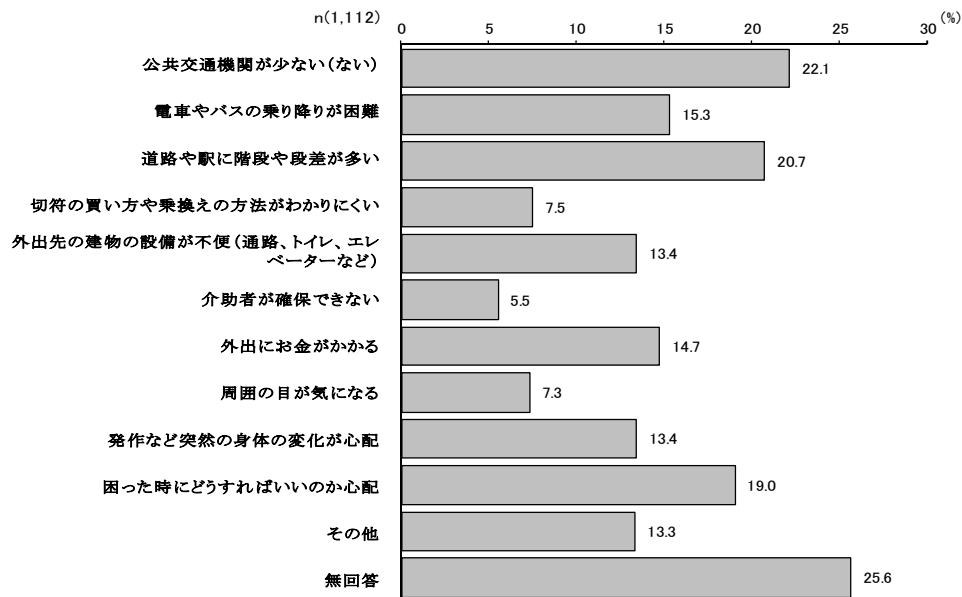
1週間の外出頻度をみると、「毎日外出する」が36.1%、「1週間に数回外出する」が38.8%となっています。

(外出する人へ)
8) あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)



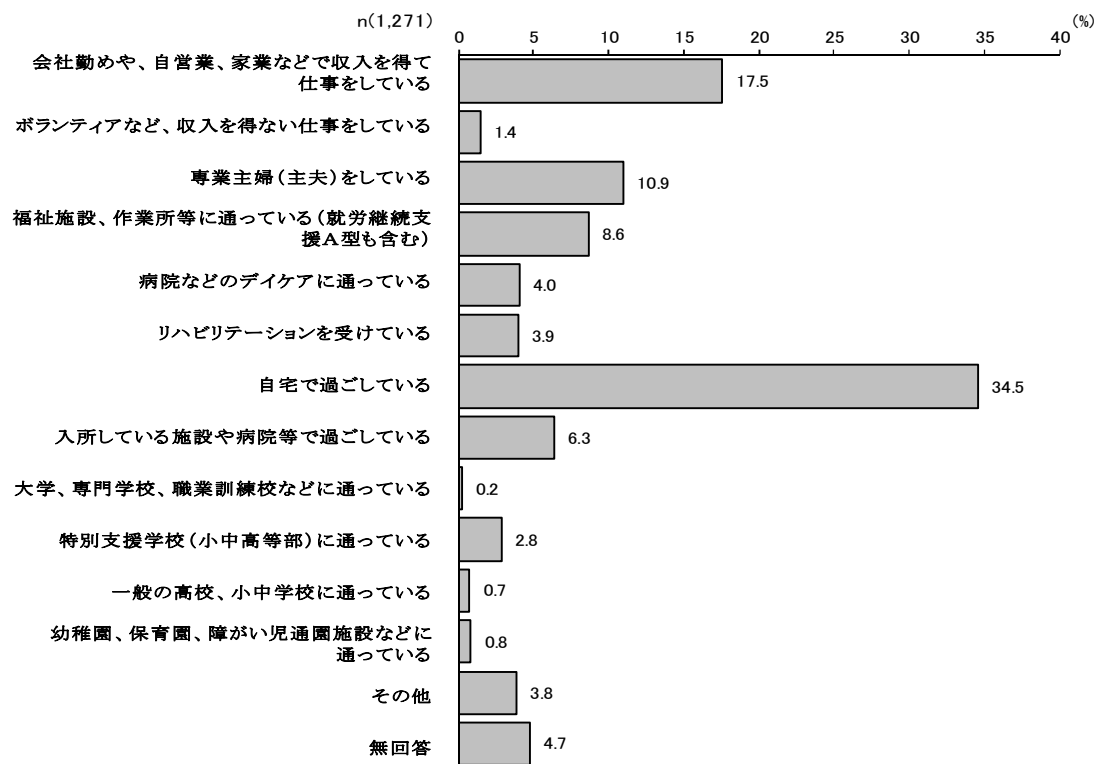
外出することがある人について、その際の同伴者をみると、「一人で外出する」が37.9%で最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」が21.0%となっています。

(外出する人へ)
9) 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



外出することがある人について、外出する際に困ることをみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.1%、「道路や駅に階段や段差が多い」が20.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」が19.0%と、いずれも2割前後を占めています。

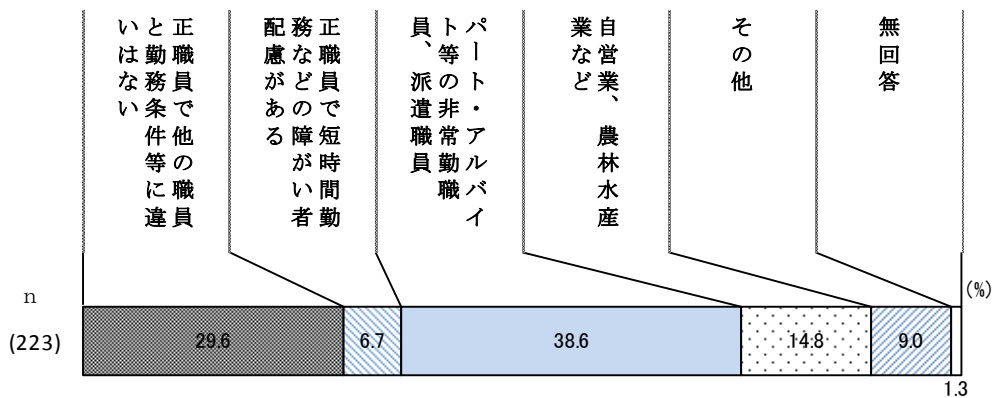
10) あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)



平日の日中の過ごし方をみると、「自宅で過ごしている」が34.5%で最も高く、以下「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が17.5%、「専業主婦(主夫)をしている」が10.9%となっています。

(働いている人へ)

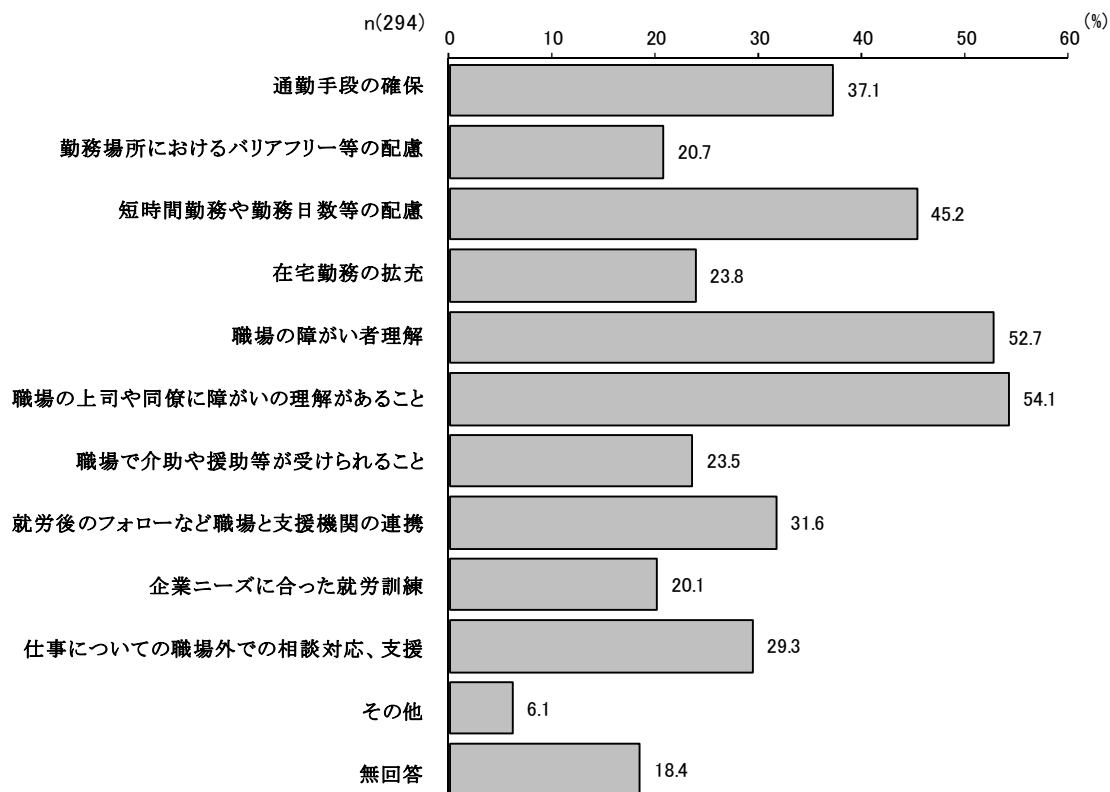
11) どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)



仕事をしている人について、勤務形態をみると、「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が38.6%で最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が29.6%となっています。

(働いていない18-64歳の人へ)

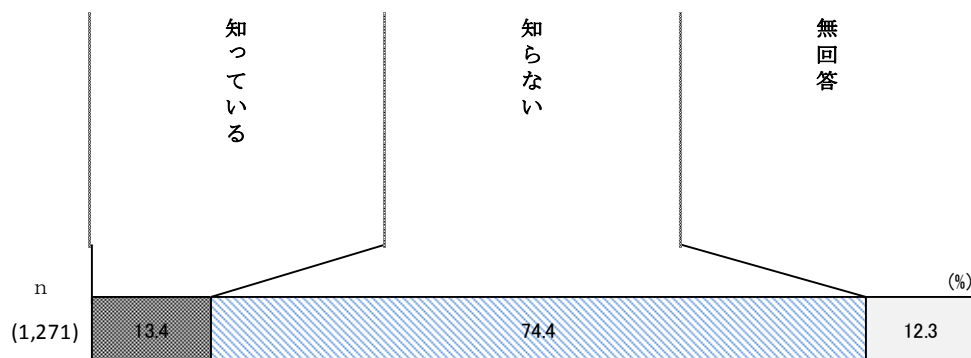
12) あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)



障がい者の就労支援として必要なことをみると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が54.1%で最も高く、以下「職場の障がい者理解」が52.7%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が45.2%となっています。

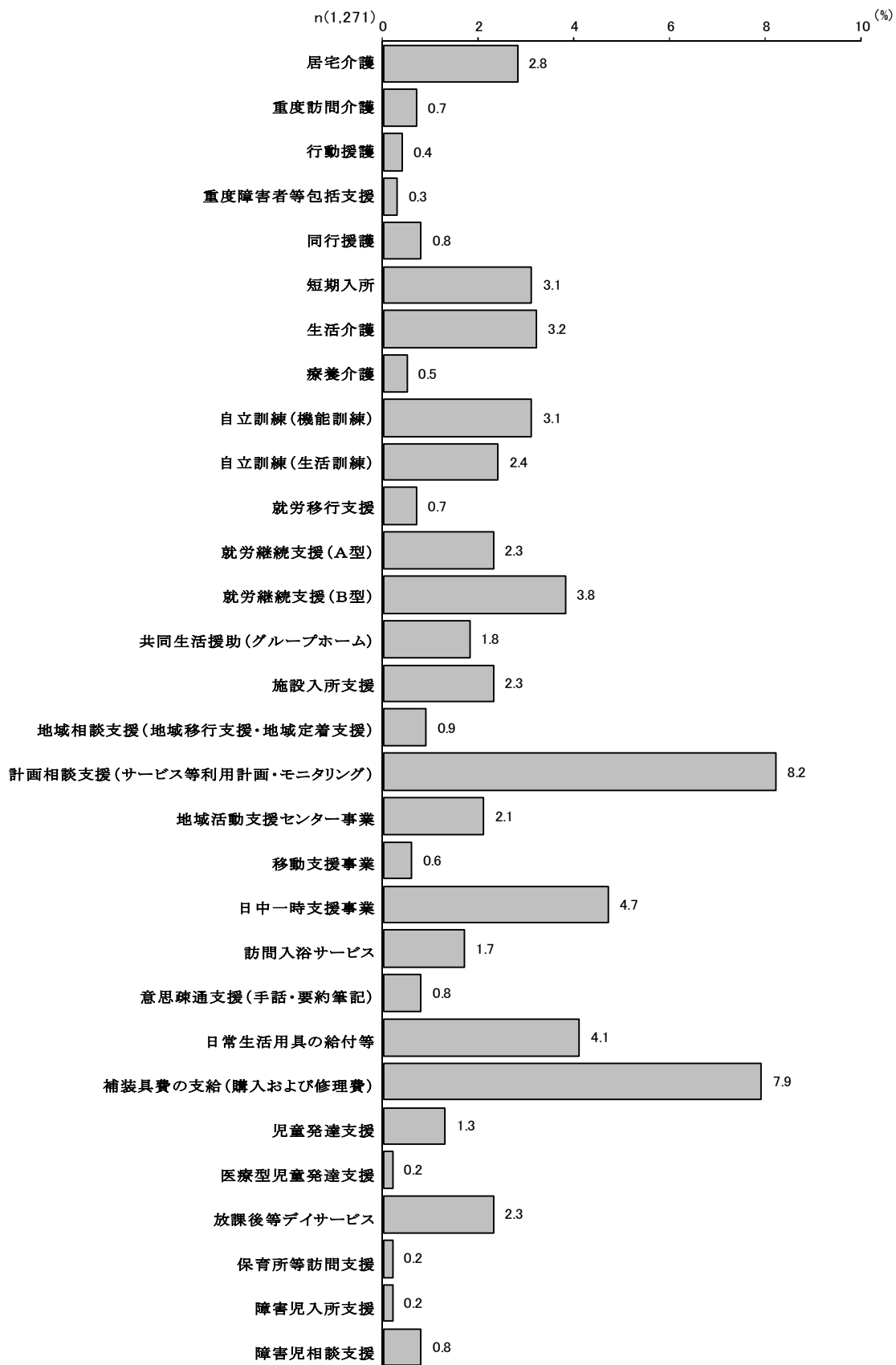
4. 障がい福祉サービス等の利用について

13) 平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。これにより、障がい者の範囲に難病患者等が追加され、障がい福祉サービスの対象になりましたが、ご存知ですか。（○は1つだけ）



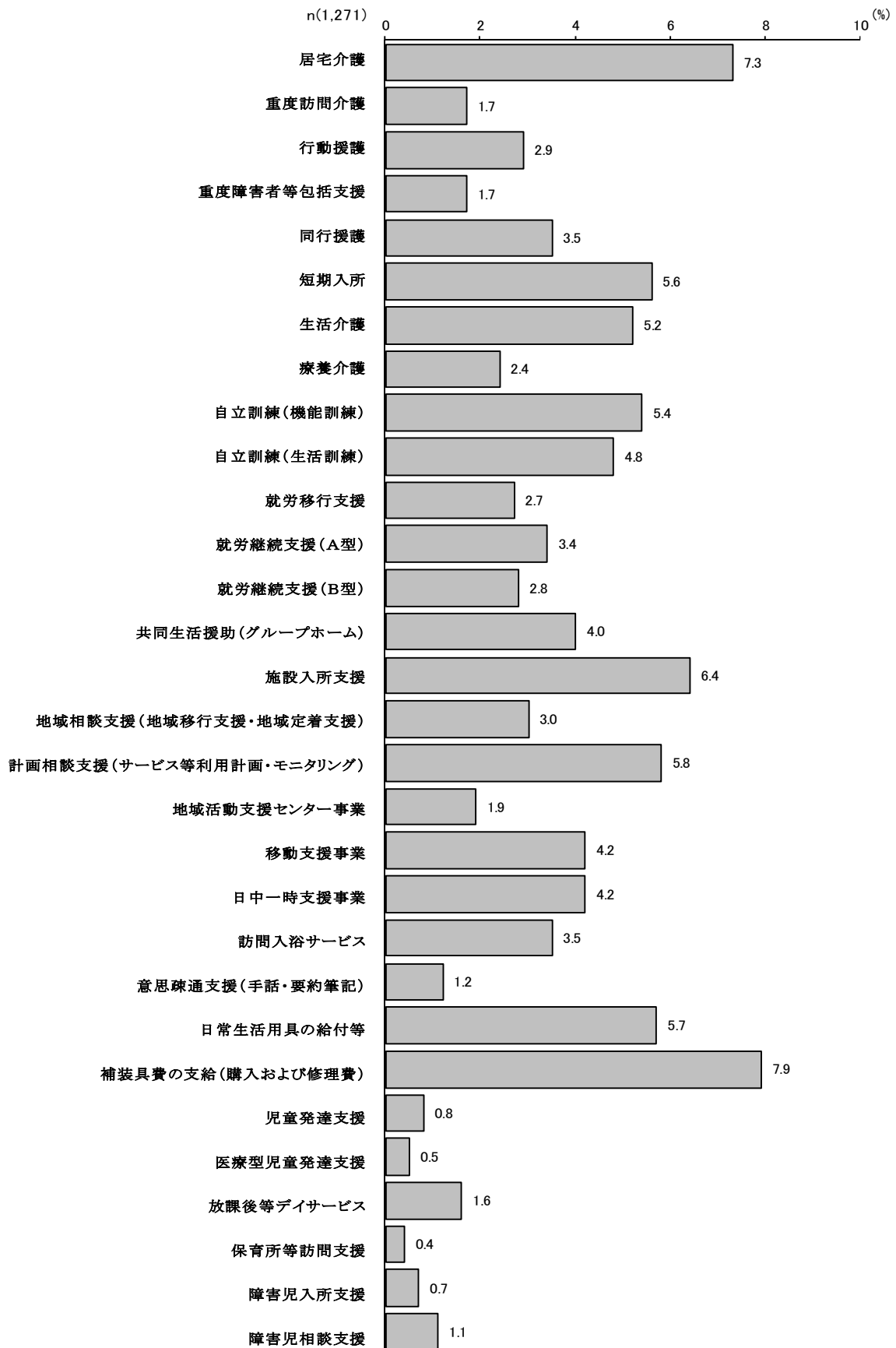
障害者総合支援法について「知っている」は13.4%、「知らない」は74.4%となっています。

14) 現在、利用している障がい福祉サービスはありますか。(あてはまるものすべてに○)



障がい福祉サービスの利用状況は、「計画相談支援」や「補装具費の支給」が比較的多くなっています。

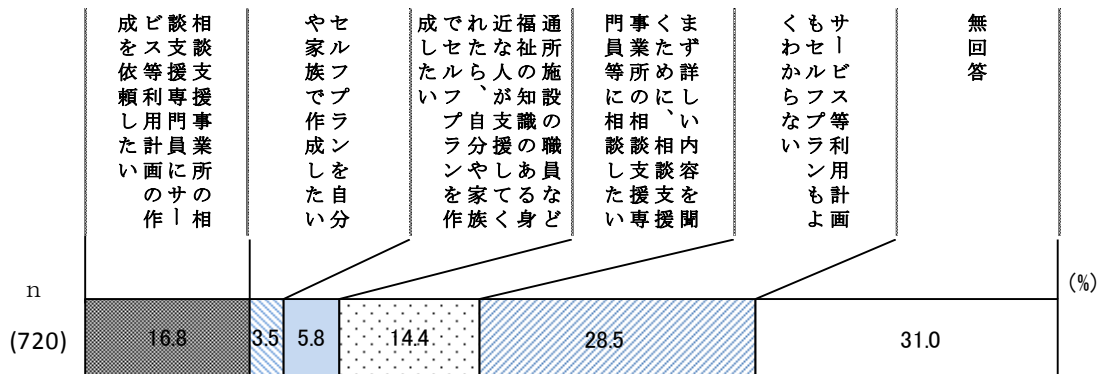
15) 今後、利用したい障がい福祉サービスはありますか。(あてはまるものすべてに○)



障がい福祉サービスの利用意向は、各サービスに回答が分散しています。

(障がい福祉サービスを利用している方や、今後利用したい人に)

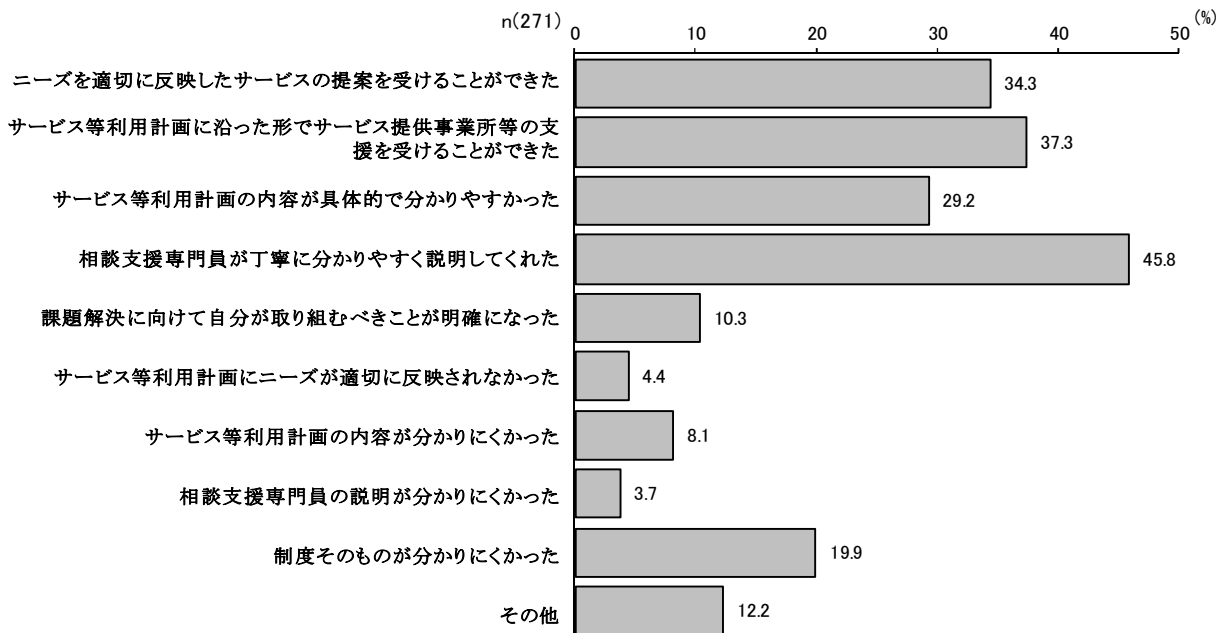
16) サービス等利用計画の作成について、どのように進めていきたいですか。(〇は1つだけ)



サービス等利用計画を作成したことがある、あるいは作成したいと思っている人について、その作成方法等をみると、「相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼したい」が16.8%で最も高く、次いで「まず詳しい内容を聞くために、相談支援事業所の相談支援員等に相談したい」が14.4%となっています。

(これまでに特定相談支援事業所でサービス等利用計画作成したことがある人に)

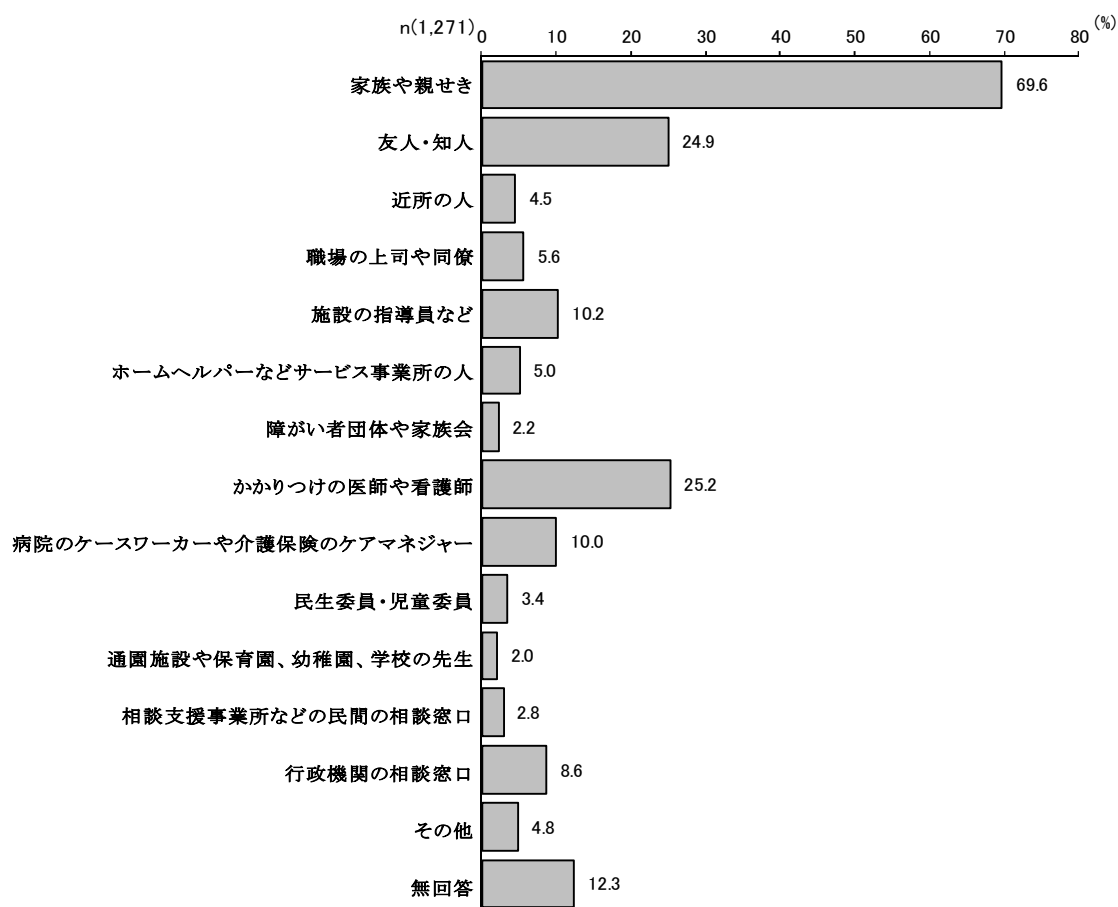
17) サービス等利用計画を作成して感じたことはありますか(主なもの4つまでに〇)



サービス等利用計画を作成したことがある人について、感じたことをみると、「相談支援専門員が丁寧に分かりやすく説明してくれた」が45.8%で最も高く、以下「サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた」が37.3%、「ニーズを適切に反映したサービスの提案を受けることができた」が34.3%となっています。

5. 相談相手について

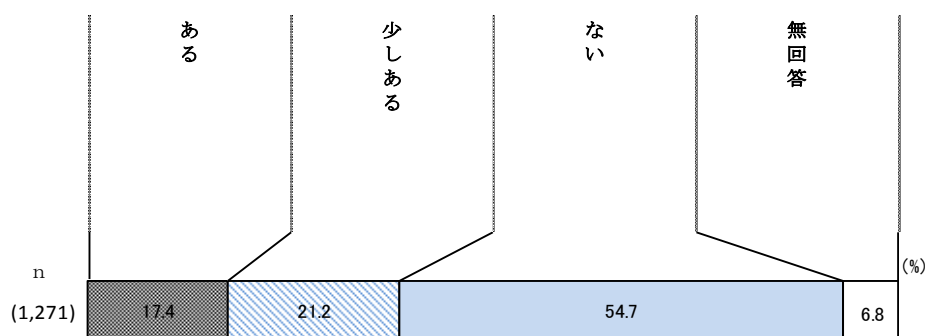
18) あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)



悩みや困ったことの相談相手としては、「家族や親せき」が69.6%で最も高く、以下「かかりつけの医師や看護師」が25.2%、「友人・知人」が24.9%となっています。

6. 権利擁護について

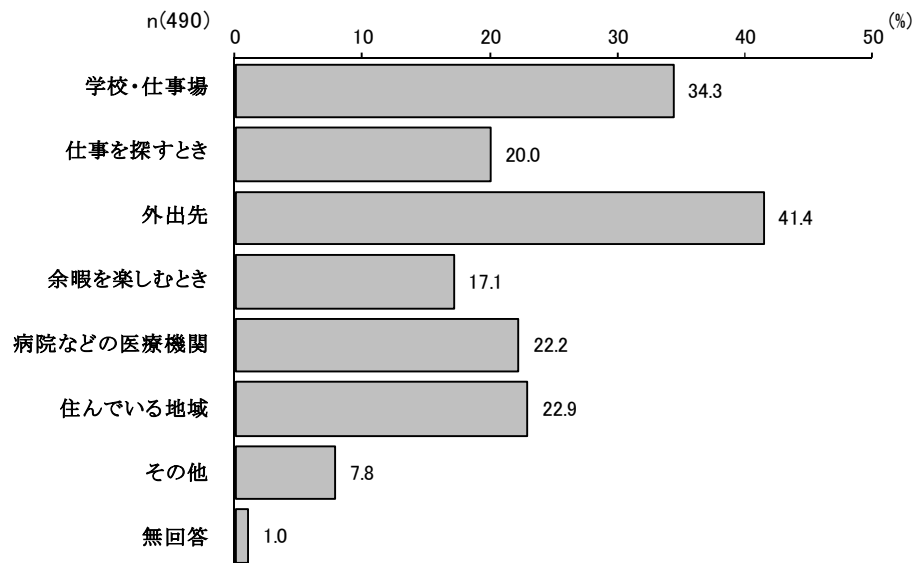
19) あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。
(○は1つだけ)



差別や嫌な思いの経験者は38.6%となっています。

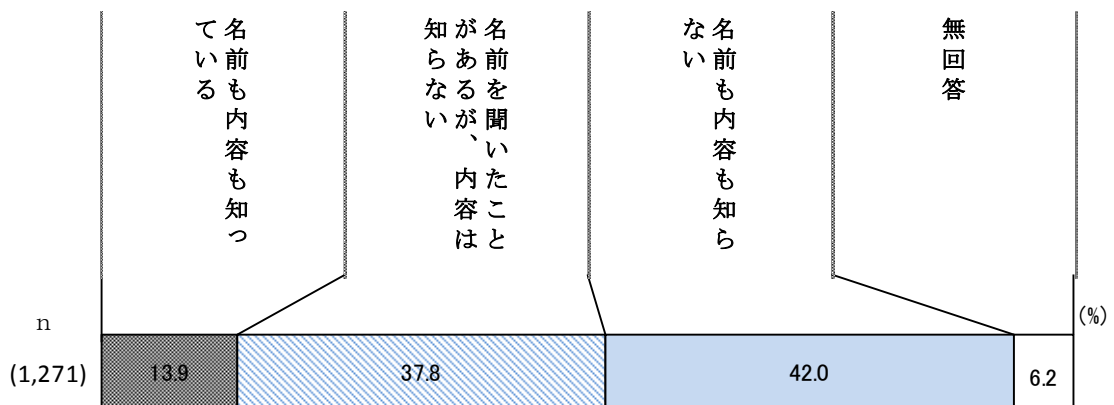
(嫌な思いをすることがある人へ)

20) どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



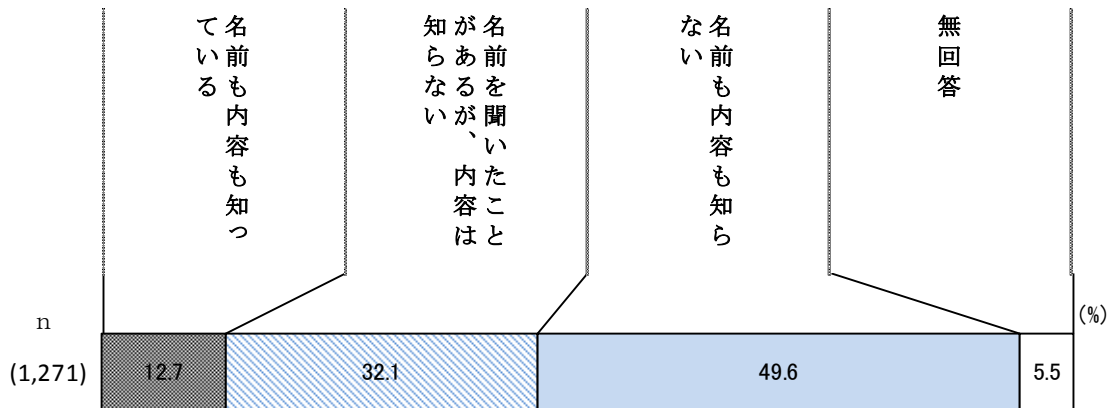
差別や嫌な思いの経験は、「外出先」は、41.4%で最も高く、次いで「学校・職場」が34.3%と多くなっています。

21) 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等を目的として、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されましたが、このことを知っていますか。(○は1つだけ)



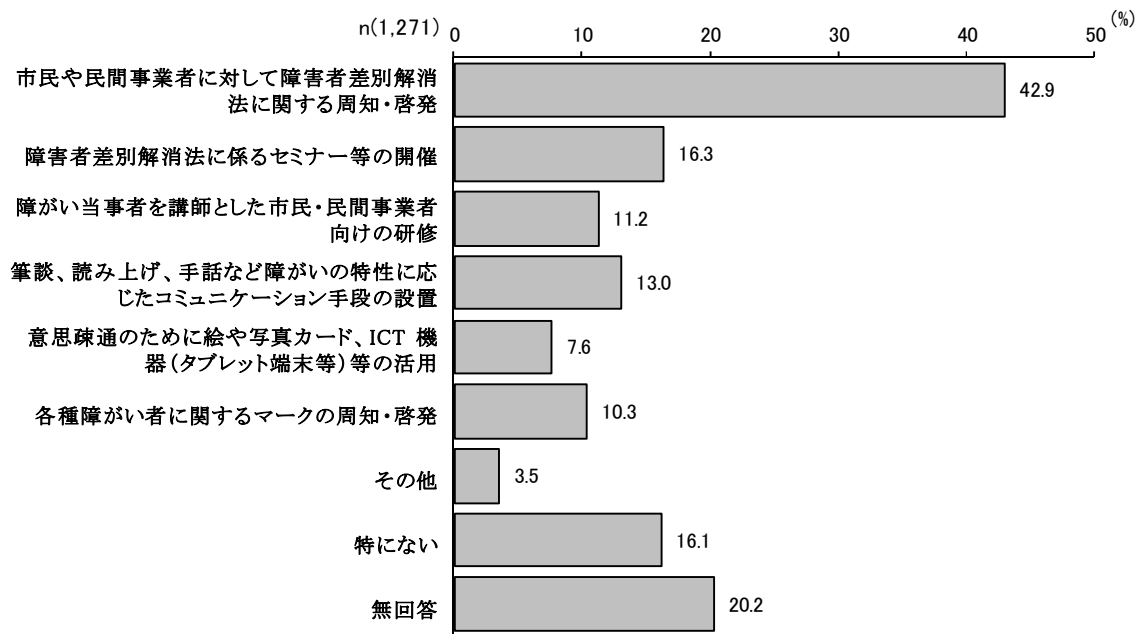
障害者虐待防止法について「名前も内容も知っている」は13.9%で、これに「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」の37.8%を合わせると《周知度》は51.7%を占めている一方で、「名前も内容も知らない」は42.0%となっています。

22) 障がい者への差別をなくすことを目的として、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、このことを知っていますか。(○は1つだけ)



障害者差別解消法について「名前も内容も知っている」は12.7%で、これに「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」の32.1%を合わせると《周知度》44.8%を占めています。一方、「名前も内容も知らない」は49.6%となっています。

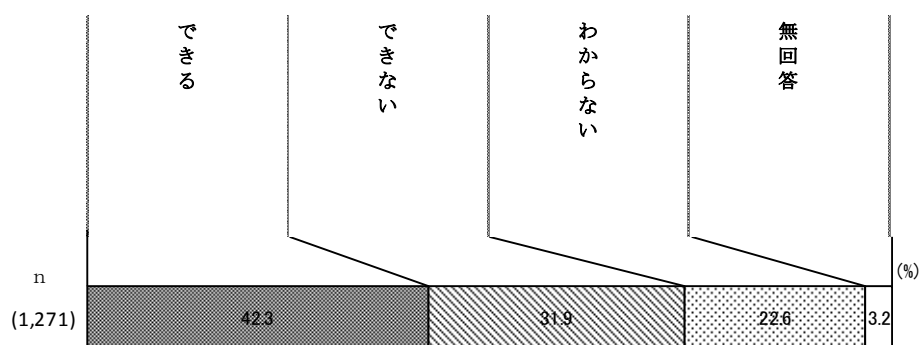
23) 社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思われませんか。(主なもの2つまでに○)



社会的障壁の除去に向けて合理的配慮を進めていくために必要なこととしては、「市民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発」が42.9%と最も高くなっています。

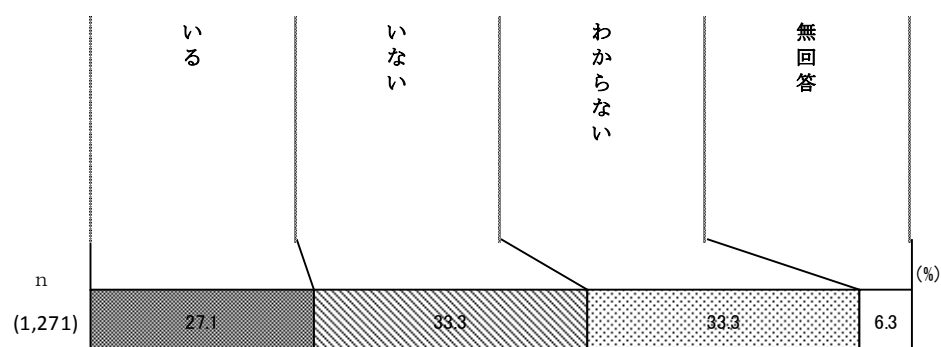
7. 災害時の避難等について

24) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



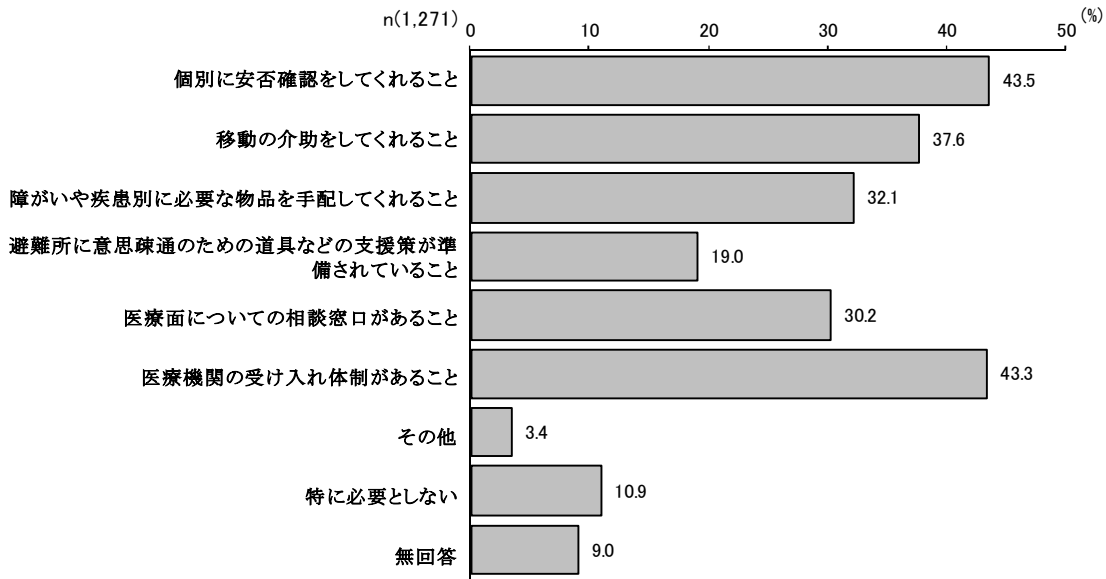
災害時の一人での避難が「できる」が42.3%、「できない」が31.9%となっています。

25) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)



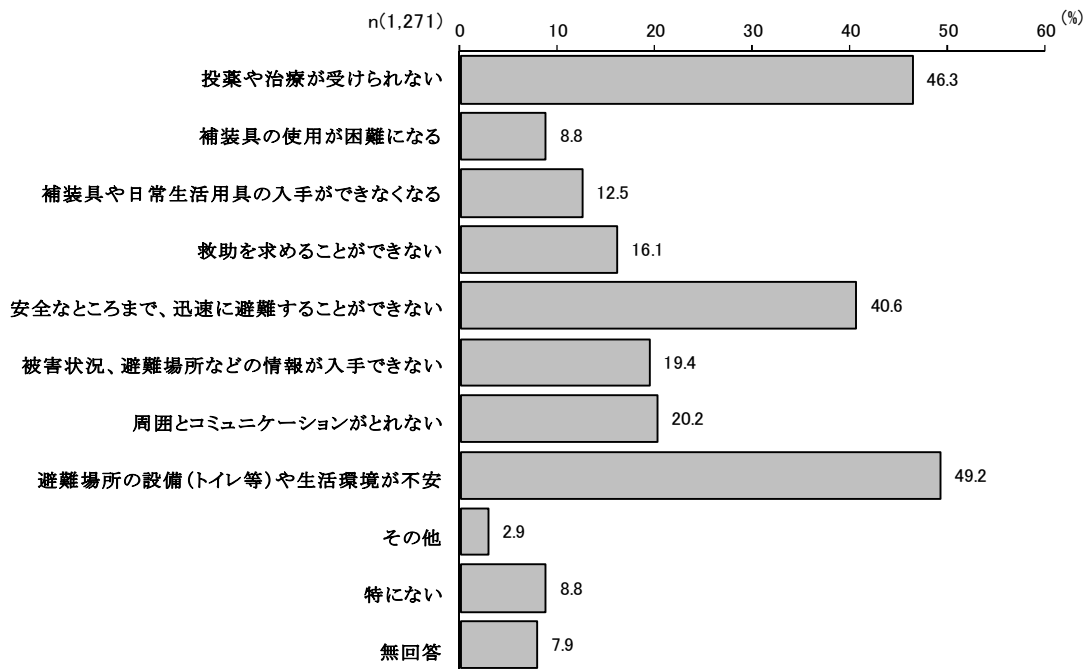
家族の不在時や1人暮らしの場合に、近所に助けてくれる人が「いる」が27.1%、「いない」が33.3%となっています。

26) あなたは、火事や地震等の災害時には行政や地域からどのような支援を必要としますか。(あてはまるものすべてに○)



災害時に必要な行政や地域からの支援としては、「個別に安否確認をしてくれること」が43.5%、「医療機関の受け入れ体制があること」が43.3%と、いずれも4割を超えています。また、「移動の介助をしてくれること」も37.6%と高くなっています。

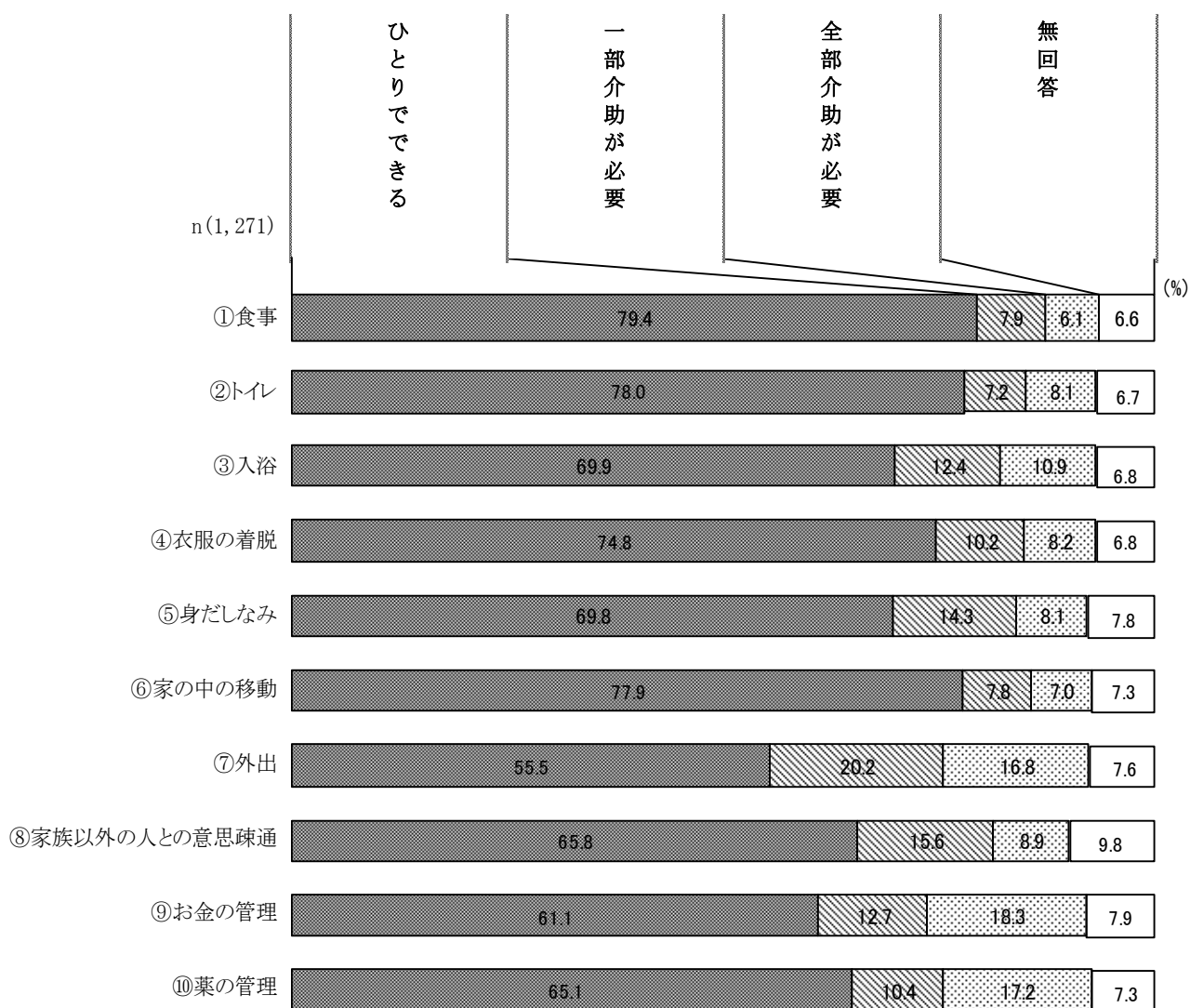
27) あなたが火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



災害時に困ることとしては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が49.2%、「投薬や治療が受けられない」が46.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が40.6%と、いずれも4割を超えています。

8. 介助（手助け）について

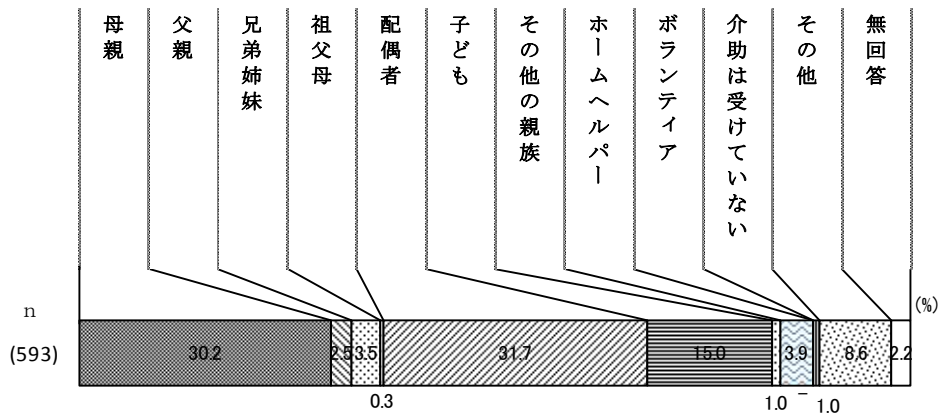
28) 日常生活(せいかつ)で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)



「全部介助が必要」の高い順でみると、〈お金の管理〉が18.3%、〈薬の管理〉が17.2%、〈外出〉が16.8%となっています。

(介助が必要な人へ)

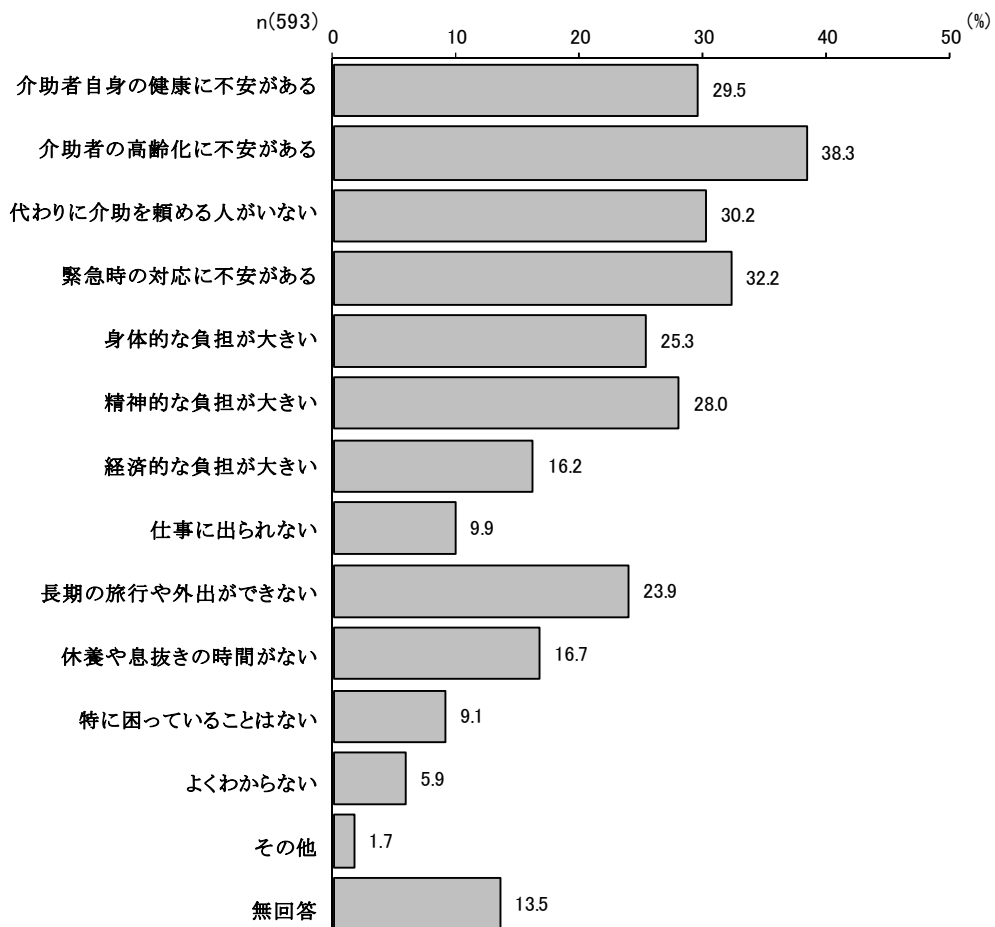
29) あなたを介助(手助け)してくれる方は主にどなたですか。(〇は1つだけ)



主な介助者は、「配偶者」が31.7%、「母親」が30.2%と高くなっています。

(介助が必要な人へ)

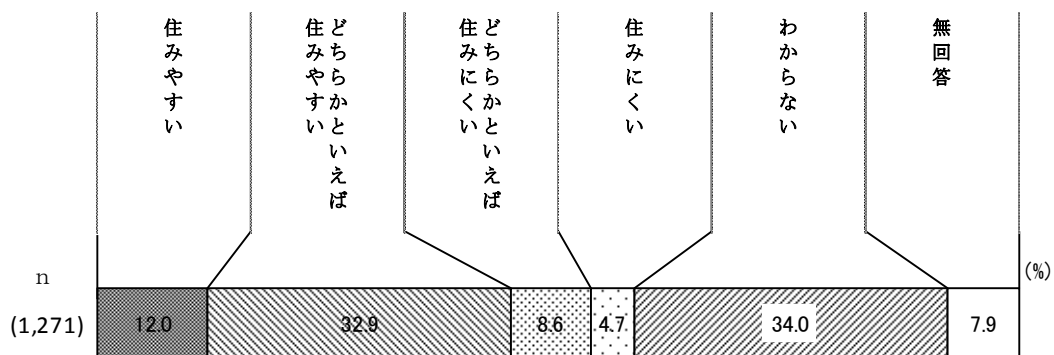
30) その方が困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)



困っていることとしては、「介助者の高齢化に不安がある」が38.3%で最も高く、以下「緊急時の対応に不安がある」が32.2%、「代わりに介助を頼める人がいない」が30.2%、「介助者自身の健康に不安がある」が29.5%となっています。

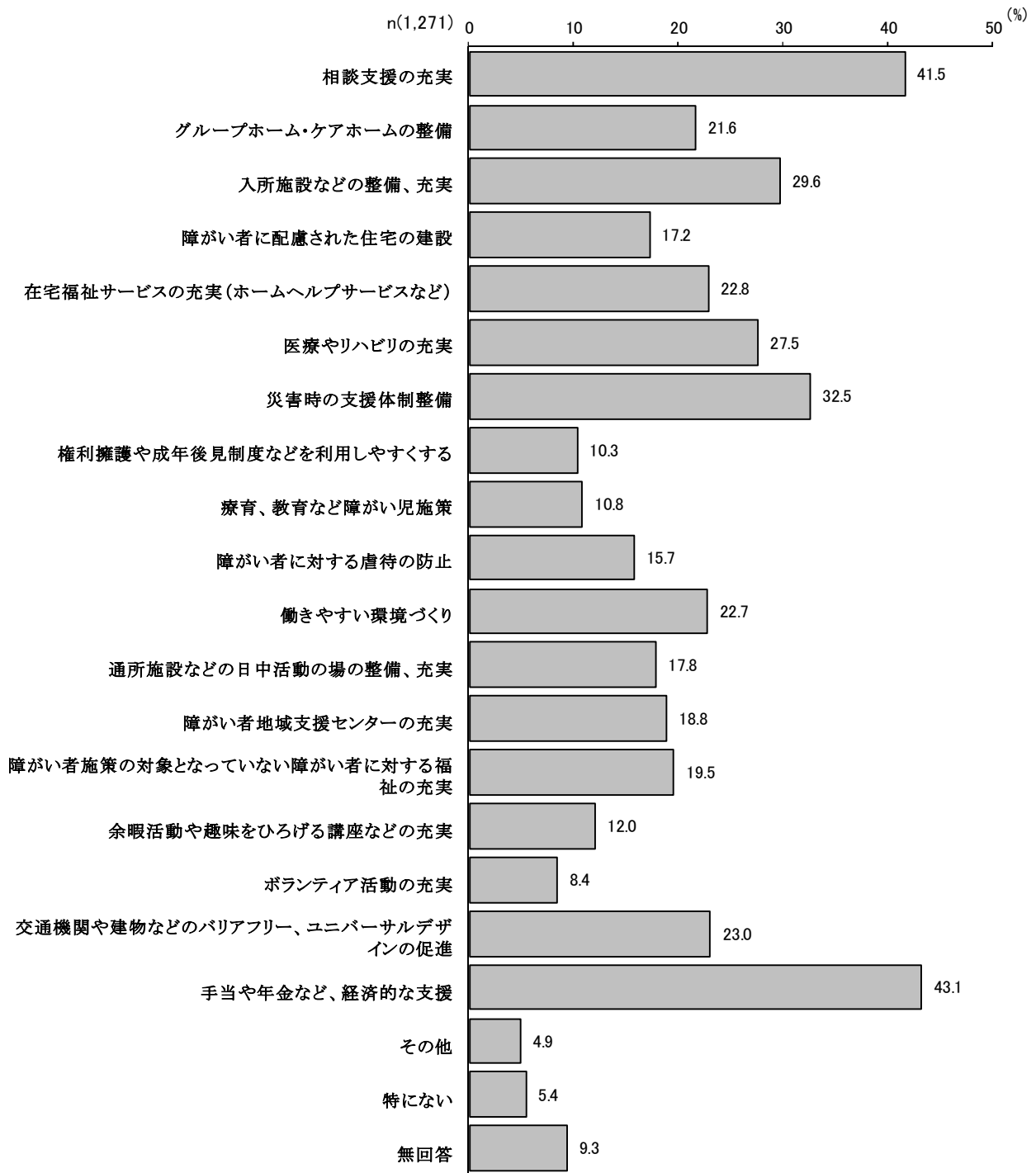
9. 牛久市について

31) 牛久市は、障がいのある人にとって住みやすい市だと思いますか。(〇は1つだけ)



障がい者にとって、牛久市が「住みやすい」は12.0%で、これに「どちらかといえば住みやすい」の32.9%を合わせると《住みやすい》が44.9%となっています。

32) 今後、障がい者施策を進めていくにあたって、あなたは市が特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



障がい者施策を進めていくにあたって市が充実させることとしては、「手当や年金など、経済的な支援」が43.1%で最も高く、以下「相談支援の充実」が41.5%、「災害時の支援体制整備」が32.5%、「入所施設などの整備、充実」が29.6%となっています。

3

ヒアリング結果

開催日：平成29年8月31日（木）～9月6日（水）

対象：牛久市障害者連合会加盟団体（身体、知的、精神の7団体）

こども発達支援センターのぞみ園

市内相談支援事業所（7事業所）

① 障がいのある人をめぐる状況について

障がいのある人が、地域で自立して生活していくうえで、特にどのような点が課題であると思いますか？日頃の支援活動の中で感じていることをお書きください。

（例：障がいのある人への理解不足、学校教育、就労の困難、道路・施設の整備不足、保健・医療体制の不備、防災防犯対策の遅れ、各種サービス提供体制の不備など）

<視覚障がいの場合>

- ・視覚障がい者の場合、ハローワークの集団面接を受けても、実就労できるのはマッサージ等の職種に限られているのが実情である。テレワークの活用も含め、就労できる職種の多様化が、不十分といえる。
- ・日常生活を送るうえでの移動手段はある程度確保されているが、同行支援が通勤時には認められないという制約がある。
- ・音響信号が設置されている横断歩道が限られており、市内に広く行き渡っていないのが現状である。

<身体障がいの場合>

- ・市内の小学校のバリアフリー化が、一部に留まっている。
- ・道路や歩道の勾配がきついつとところがあり、車椅子が利用しづらいところが多い。
- ・道路と歩道との段差が解消されていないところが多い。
- ・職場において、身体障がい者に対する上司の理解が進んでいないことが、部下にも影響し、職場全体の身体障がい者への心無い対応につながっている。
- ・市内で利用できる福祉サービスや福祉施設の一覧表がない。
- ・見た目では障がい者であることが分からない人が、障がい者であることを示すことのできるヘルプマークが普及していない。
- ・心臓が悪いと歩行困難になり、車椅子を利用しているが、歩道の勾配のきつさ等の問題があるほか、歩道への路上駐車等運転者のマナーが悪い。
- ・心臓病の治療費が高くなっており、本人とその家族の負担となっている。
- ・採用の時や、職場で、心臓病について理解したり、時短勤務を認めたり、軽作業を担当させる等の配慮をすることがない。
- ・心臓病の場合、発作が多いが、有給以外の特別休暇を設けているところがない。
- ・障がい者への一般の人の理解が進んでおらず、子どもの頃からの福祉教育が必要である。
- ・障がい者の理解は、子どもの方が、大人より進んでいる面がある。
- ・一般の人では、知的障がい者にどのように接したらよいか分からない人が多い。
- ・高次脳機能障がいに対しては、まだ、適切な支援のできる支援拠点が不足している。
- ・障がい児の親自身も、障がいに対する理解の不十分なケースがある。
- ・外出時、障がい者が安心して利用できるようなトイレの整備が進んでいない。
- ・障がい者が外出する時、家で障がい児の介助をしてくれるサービスがない。
- ・一般の人の障がい者への理解が不足しているが、その一方で、障がい者自身ももっと外へ出ていくという姿勢を持つことも必要である。

＜聴覚障がいの場合＞

- 聴覚障がい者の場合、他の障がい者と異なり、コミュニケーション手段が限られているほか、文字を読むのが苦手な人もいる。
- 職場で、企業は秘密保持を理由として、手話通訳を呼ぶことについて認めないことがある。
- 他自治体に比べて、聴覚障がい者へのサービスが遅れている。

＜精神障がいの場合＞

- 精神障がい者についての知識が、当事者とその家族に不足しているため、本人も家族も、その症状が、精神障がいであるという認識を持つことができないことが多い。
- 精神障がい者同士が、同じ障がいを持つものとして、お互いの悩みを相談し合えるような、交流の場が不足している。
- 精神障がい者の場合、当事者もその家族も、発症から精神障がいであるとの認識に達するまで時間がかかる等、この障がい特有の苦労がある。そうした急性期の場合に、親同士が情報を交換し、相談し合えるような交流の場が不足している。
- 精神障がい者に対して、地域の人々の理解が進んでおらず、中にはある種の恐怖感さえ抱いている人もいるので、近所の人に、子どもが精神障がい者であると話すことができない。こうした状況が、精神障がい者が引きこもりの状態を脱し、外に出ていこうとする気持になることを阻んでいる。
- 学校の先生や親に精神障がいの知識が不足しているため、不登校や引きこもりを、精神障がいの初期症状であることに気付かないケースがある。
- 精神障がい者の場合、現実には、就労することの困難な人も多いにもかかわらず、こうした人々を受け入れる施設が不足している。
- 精神障がい者の場合、その治療に長期間かかるケースが多く、その家族に医療費の重い負担がかかっている。
- 教師に精神障がい者に対する理解のない学校があるほか、病院に入院させた場合でも、対応や薬の過剰投与等の問題があるケースがあり、社会の様々な場面で、精神障がい者に対する人々の理解不足を感じる。

＜知的障がいの場合＞

- 知的障がい者の場合、身体障がい者と異なり外見では障がいがあると分からないケースが多い。
- 知的障がい者自身が、積極的に外出し、社会と関わっていかうという姿勢が不足している。
- 障がい者の親の高齢化が進む中であって、知的障がい者のグループホームが不足しており、「親なき後」の不安が解消されていない。
- 昔から知的障がい者を見知っている地域住民と異なり、新しく移住してきた住民の場合、知的障がい者が突然叫んだり、パニックを起こしたりすることがあることが理解されない。
- 知的障がい者の場合、就職できても、職場の人々と十分なコミュニケーションがとれず、孤立するケースがある。

＜発達障がいの場合＞

- 医療的ケアを必要とする身体障がい児の場合、生活のために医療機器を備えたバギーが必要不可欠であるが、バギーに乗ったまま移動できる道路や利用できる施設の整備が不十分である。
- 自閉症の疑いのある子どもがいるが、発達障がいに関する知識が不足していたため、その症状を、単に言葉の習得が遅いだけだと捉えてしまった。また、子どもが発達障がいであることを、親として認めることに対して心理的抵抗があり、それが発達障がいについて学ぼうとする意欲を失わせることにもつながった。発達障がいについての知識の普及が十分でないことに加えて、その親の心理的葛藤を理解し、支援する体制が不十分なのが現状である。

- ・医療的ケアを必要とする難聴の子どもの場合、保育園の受け入れ体制が十分ではない。
- ・自閉症の知的障がい児を育てているが、学校の先生であれ、保育園の保育士であれ、発達障がいに関する理解が不足しており、十分な支援が受けられない。

＜相談支援事務所の場合＞

- ・精神障がい者については、各種サービスを受けながら、地域で自立して、在宅で生活している人が増加していると思われる。
- ・精神障がい者については、薬の進歩もあって、徐々にではあるが、就労する人も増えてきていると思う。
- ・精神障がい者に対するネガティブな情報が氾濫している。
- ・全障がい、とくに重度の障がい者に対応しているが、一般社会の目からみると、問題のある行動を起す子どもがいた場合、こうした子どもたちへの地域の差別や理解不足を感じる。
- ・医療的ケア児への支援に比べて、医療的ケアを必要とする大人への支援が遅れており、家族の負担が重い。
- ・重度訪問介護が、高齢者中心の利用で、障がい者に対しては実際に機能していない。
- ・障がい児の通学、障がい者の通勤に対する支援が遅れている。
- ・障がい者年金を受給できない人の場合、一人の就労による所得だけでは、経済的に自立することが難しい。
- ・障がい児の通園、通学に関して、親が送迎できないケースが生じた場合、移動支援が不十分である。
- ・歩道に点字ブロックがあっても、そこに自転車等の障がい物が置かれていることが多く、視覚障がい者の妨げになっている。
- ・精神障がい者や知的障がい者の高齢化が進む中であって、こうした人たちが病気になった場合対応してくれる病院が少ない。
- ・グループホームを運営しているが、隣近所の人の中には、迷惑だと思っている人もおり、障がい者への理解の不足を感じる。
- ・入所支援を行っているが、入所者の中には、家族が障がい者の年金を使ってしまったり、家族より虐待を受けているケースがある。
- ・施設への交通の便が悪いところでは、家族と障がい者の面会時間が少なくなり、両者のコミュニケーションが十分とはいえない。
- ・障がい者が手術を受けて入院した場合、早期の退院を求められる等、病院から健常者と異なった対応をされるケースがある。
- ・障がい者の自立のためには、就労することが基本的条件である。障がい者の場合、通勤の負担があるので、市内に雇用の場があることが望ましいのだが、依然として不足している。
- ・障がい者の工賃が少ないため、自宅では生活できても、アパートやグループホームで自立して生活することは難しい。

② 障がいのある人への支援について

障がいのある人が、地域で自立して、自分らしく生きるために、地域の人々や行政は、どのような支援をする必要があると思いますか。日頃の活動の中で感じていることをお書きください。

＜視覚障がいの場合＞

- ・視覚障がい者の場合、保険や銀行等の手続きを自筆で行うことが難しいので、配慮してほしい。
- ・視覚障がい者が、ガイドヘルパーとともに、外出する時、気兼ねなく利用できる多目的トイレを増やしてほしい。

＜身体障がいの場合＞

- 障がい者用の駐車場に平気で車を停める健常者がいるが、もっと障がい者の立場を理解して対応するようにしてほしい。
- 身体障がい者の場合、トイレは和式より洋式の方が利用しやすいので、洋式のトイレを増やしてほしい。
- 重度の心臓病の場合、利尿剤を多用するので、外出のときのトイレの確保が重要だが、駅に車椅子で入れる利用しやすいトイレを設置してほしい。また、オストメイトが使えるトイレをもっと設置してほしい。
- 子どもの頃から、障がい者のいる施設にボランティアへ行く等障がいのある子どもとない子どもが交流する機会を増やしてほしい。
- 障がい者を支援することが、同時に、支援者が支援される障がい者から何かを学ぶ機会になるということ認識してほしい。
- 地域に障がい者用の歯科医院を設ける等、障がい者に対する歯科医療を充実させてほしい。障がい者に対する医療体制を充実させてほしい。
- 高次脳機能障がいに対応できる専門的知識をもった職員を増やしてほしい。
- 障がい者施設に障がい児を入所させたものの、職員が少なく障がい児に対して十分な配慮ができないため、入院することが増えているので、職員を増員してほしい。
- 障がい者施設を利用している障がい者と地域の人々が交流できるイベントを積極的に開催してほしい。
- 障がい者の自立のためには移動手段が確保されていることが条件であり、福祉車両を増やしてほしい。
- 移動支援は以前に比べれば進んできているものの、運転手が車椅子を運ぶことまではしない等支援に制約があるので、障がい者の利用しやすいものに改善してほしい。

＜聴覚障がいの場合＞

- 牛久駅等で、電車の遅延の時、放送だけでなくボードに書いて情報提供するようになったのは進歩であるが、時間、乗り換え案内等の情報が不足しており、この点を改善してほしい。
- 健常者では、聴覚障がい者が手話でなく口話でもわかるのではないかと考えている人が多いが、口話によるコミュニケーションには限界があり、手話が必要不可欠であるということを知ってほしい。

＜精神障がいの場合＞

- 地域ごとに、精神障がい者とその家族の家に定期的に訪問して状況を把握してほしい。
- 精神障がい者のいる家族、あるいは、精神障がいを発症したと思われる人のいる家族から、支援の要請が入った場合に、専門職が早期に対応できる体制を構築してほしい。
- 地域の中で、夜の徘徊、ゴミ屋敷、DV等の情報を収集し、もし、それが精神障がい者によるものであれば、早期に対応してほしい。
- 精神障がい者が、その家族では適切な対応のできない行動をとった時、家族がいつでも専門家に相談し、その支援を受けられるような24時間相談・支援体制を構築してほしい。
- 訪問看護をする人は、精神障がいに関する深い知識と理解の上に立って、精神障がい者1人ひとりの個性と症状の違いに合わせた対応をしてほしい。
- 地域の人々が、精神障がいに対する理解を深めることができるよう、学校教育の段階から取り組んでほしい。
- 精神障がいは、決して特定の人だけ罹るものではなく、誰でもなりうるものである、という認識を持ってほしい。
- 精神障がい者の就労支援が注目されているが、精神障がい者が自分に合った職種を選ぶことができるよう、就労できる職種の拡大に取り組んでほしい。

- 精神障がい者の自立のために、お互いに協力して生活できる精神障がい者のグループホームを増やしてほしい。
- 地域活動支援センターを設置し、そこに専門的知識を持った職員を配置するとともに、本当に支援を必要としている人が、利用できる環境を作してほしい。

＜知的障がいの場合＞

- 知的障がい者への支援について要求し出すときりがないが、親が病院等に送迎できなくなった時のことを考えると、ガイドヘルパーの充実が急務と思う。
- 現在の障がい者施設には、多種多様な障がいのある人が集まっており、障がい者それぞれの特性に応じた支援や見守りが必要となっているのに職員が不足しているので、改善してほしい。
- 障がい者施設の中では、障がい者同士の人間関係が難しいので、職員等に適切な支援をしてほしい。
- 福祉施設に相談に行っても、専門的な知識を持った相談員がない場合があるので、改善してほしい。

＜障がい児の場合＞

- 医療的ケアを必要とする子どもの場合、親が家にいて付きっきりで面倒を看ざるを得ないケースが多いが、短い時間でも、子どもを預かってくれる等の支援があると、親も働いたり、他の活動に取組めたりすることで、精神的に余裕を持つことができる。
- 医療的ケアを必要とする子どもの場合、吸引等のため親が付きっきりにならざるを得ないケースが多く、親が仕事に復帰できなくなる等親の社会的自立を阻むことになるので、親の支援体制を充実させてほしい。
- 自閉症の知的障がい児の場合、親が短時間でもいいので介護の負担から解放されたい思っても、保育園での一時預かりを利用しづらいところがあるので、改善してほしい。

＜相談支援事務所の場合＞

- 障がい者の夢がかなうよう、障がいの程度（重い、中間、軽い）に応じて、医療的ケアから就労支援まで、幅広い事業を組み合わせる対応が必要である。
- 災害時に、障がい者が他の障がい者や健常者と、一緒に生活できるか、また、適切な医療が受けられるか等を考えて、防災対策を進めてほしい。
- 障がい者が、ライフステージの各段階で、その年齢に合った適切な支援を受けられるような体制を整備してほしい。また、各障がい者の支援者が、次の支援者に、障がい者についての情報を正確に伝えてほしい。
- 障がい者の中には、障がいとの関係で嗅覚等が鋭敏な人もおり、こうした特性を理解し、就労支援してほしい。
- 障がい者の中には、服薬が苦手等、一人ひとり異なる特性があるので、この点を理解して、支援してほしい。
- 障がい者の家族が高齢化し、中には認知症になるケースも発生しており、障がい者の支援の妨げになっている。介助者の高齢化ということを踏まえて、障がい者支援できる体制を整備することが必要である。
- 障がい者施設を建設する場合、市民は総論としては賛成するものの、自分の住んでいる地域となると反対するケースが多い。今後も市民が障がい者に対する理解を深めていけるよう、啓発していくことが必要である。

③ 差別をなくしていくために

会員の皆様は、障がいがあることが理由で差別をされた経験がありますか。また、身近で、障がいのあることが理由で差別されているケースを見たり聞いたりしたことがありますか。

<視覚障がいの場合>

- かつて、本当は目が見えるのではないかと思われ、めがねをはずすように言われたことがある。
- 盲導犬を連れて店に入ろうとしたところ、入店拒否に遭ったことがある。
- 障がい者年金を不当にもらっているようなことを言われたことがある。
- タクシーの運転手が、視覚障がいがあって、かつ車椅子の人が利用しようとした時、手助けをしないことがある。
- 企業に能力主義が浸透する中であって、視覚障がい者の場合、いくら職場で働いても障がいによる限界があり、仕事に対する評価が低くなる傾向がある。職場で働く視覚障がい者に対して、ジョブコーチ等の支援者をつける体制が不十分である。
- 視覚障がい者と対話する場合、健常者は障がい者本人ではなく、付き添いの人を相手にしようとする等、一般の人が視覚障がい者への対応に慣れていない。
- 健常者と対話した時、「視覚障がいがあるようですが、話すと普通なのですね」と言われたことがあるが、差別的発言とまでは言えないものの、視覚障がい者への理解はまだ不十分と思われる。

<身体障がいの場合>

- 国際障がい者年等により、昔に比べると障がい者への理解は、徐々にであるが確実に進んでいる。
- 障がい者自身も、必要以上に障がいがあることを意識することなく、前向きに生きることが必要である。
- パラリンピックが注目されており、この3年間を、障がい者への理解の一層の推進の好機と捉えて、積極的に活用してほしい。
- 依然として、障がい者に対する差別はなくなっておらず、障がい者差別解消法をより強化して、障がい者差別禁止法とすることまで射程に入れてよいと思う。
- パラリンピックが注目されているが、内部障がい者は参加できない等の制約がある。
- 様々な機会で、心臓病が原因で何かあっても、責任は問わないというような趣旨で一筆書かされるケースがあり、心臓病は「何かあれば、死につながる」というイメージが定着している。
- 車椅子で、タクシーを利用する場合、運転手が手伝おうとしないケースが多い。
- 障がい者特別枠で公務員になったにもかかわらず、地域の人に金銭のやり取りがあったような趣旨の発言をされたことがある。
- 建物の中で、2階以上にエレベーターのないところがある。
- せっかく建物をリフォームしても、障がい者に対する配慮の全くなされていないケースがある。
- 昔のことではあるが、床屋や商店のレジ等で、障がい者に対して配慮を欠いた対応をされたことがある。
- 障がい児が中学、高校時代に癲癇の発作を起し、周囲の人々から好奇の目で見られたことがある。
- 以前より障がい者への理解は進んできており、手助けを求めると手を貸してくれる人も増えてはきている。

<聴覚障がいの場合>

- 聴覚障がい者は、見た目では障がいがあることがわからないので、耳が不自由なことを身振りで知らせると、それっきりコミュニケーションを諦めてしまう人が多い。聴覚障がい者とは筆談というコミュニケーション方法があることが十分に認知されていない。
- 旅行に行くときに、「何かあった場合、自分自身でどこまで対応できるか」を必要以上に厳しく問われたことがある。

<精神障がいの場合>

- 就労支援施設に通っているが、職員が精神障がい者に対する理解がないため、不適切な対応をされたケースがある。
- 就労支援施設で働いたとしても、所得が低いため、経済的に自立することができず、貧困生活を余儀なくされるケースがある。
- 3障がいの一元的サービスが基本といわれているが、精神障がい者に対するサービスは、むしろ後退していると思われる。
- 精神障がいのある子どもに対して、その親の方が自らを被害者であると感じてしまい、親が子どもに暴力を振るうというケースがある。
- 就職活動の際、履歴書で、あるいは面接の際に、精神障がい者と分かると、採用をことわられるケースがある。
- メディアが、精神障がい者による犯罪を採りあげることが、精神障がい者への差別や偏見を強めることにつながらないか心配である。
- 精神障がいのある子どもが急性期に、親に対して暴力を振るったので、民生委員に連絡したところ、親が子どもに暴力を振るったと誤って理解されたことがある。
- 差別という言葉が過剰に使うことは、差別の存在を認知させる面があるとともに、かえって差別を助長する危険がある。
- 各種の施設を利用する際に、同じ障がい者手帳を見せても、身体障がい者や知的障がい者では、相手の対応に違いがあるケースがある。
- 生命保険やがん保険に加入しようとしても、統合失調症というだけで、加入を断られるケースがある。

<知的障がいの場合>

- 不動産屋や旅館等多くの人を相手にする職種では、障がい者に対する理解は進んできている。
- 知的障がい児を歯科医院に連れていくと、最初は、医者も接し方が分からなくて苦労するが、何回も通ううちにコミュニケーションがうまくとれるようになる。
- 子どもは素直なので、知的障がい児を見ると初めは怖いと思うようだが、普段から接しているうちに自然と理解が深まってくる。
- 知的障がい児がてんかんの発作を起して倒れた時、通りすがりの人が助けてくれることもあるが、そうではないケースもある。

<障がい児の場合>

- バギーに乗っている医療的ケア児に異性より差別的発言がなされた例はある。
- 医療的ケア児のケースであるが、何気なく近づいてきた子どもに「怖い」と言われたケースがあり、人々の障がいに対する理解不足を感じる。
- 知的障がい児の場合、時折、パニックを起すケースがあるが、周囲の人々の中には、それを単なる親の躰の悪さと考える人も多くいる。

＜相談支援事務所の場合＞

- 精神障がい者が、家族の虐待を訴える場合、当事者が被害妄想になっており、単なる躰を虐待と感じていたというケースがある。
- 虐待の場合、親が障がい者を虐待するケースがある一方、障がい者が親に暴力を振るうというケースもある。
- 家族が経済的貧困で、障がい者の年金を使ってしまうケースがある。
- サービス提供をしている事業所で、障がい者を監禁する等の不適切な対応がなされたケースがある。
- 重複障がい者が急病になった場合、患者の受け入れに拒絶反応を示す病院が多い。
- 就労支援A型の施設であるが、多数の精神障がい者がいる中に、視覚障がい者がいた場合、現場のスタッフの視覚障がい者への対応が十分ではない。障がいの多様性に対する関係者の理解と対応能力の不足がある。
- 障がい者への理解は、進んできているが、地域の住民の理解や、施設利用の際の対応等にまだ不十分なケースがある。
- 精神障がい者に対して、「怖い」というイメージが社会に浸透している。
- 障がい者が家族から「死ね」と言われたり、その年金を使い込みされたりするケースがある。
- 認知症の親が、障がいのある子どもを虐待するケースがある。
- グループホームの建設についての住民説明会を開催すると、「精神障がい者や知的障がい者は怖い」というイメージを広めようと扇動する人がいる。

④ 障がい福祉サービスについて

今回、障がい児福祉計画の策定が行われる等、障がい者福祉のサービスの多様化と充実が進められています。障がい福祉サービスの現状や課題について、お考えをお聞かせください。（例：計画相談支援の活用、難病患者・発達障がい者へ医療的ケア等の対応、など）

＜視覚障がいの場合＞

- 通勤の際に、移動支援を利用できるようにしてほしい。
- 視覚障がい者全般にも言えることだが、新たに視覚障がいになった人が、受けられる福祉サービスにどのようなものがあるか知る手段が限られているので、改善してほしい。

＜身体障がいの場合＞

- デイサービスを受ける場合には、1月程度オリエンテーションを受けて、自分に合ったところを利用するようにした方がよいと思う。
- 障がい者の雇用率の目標が高くなっているが、大手企業でも実際に目標を達成することは難しい中で、一層障がい者への就労への訓練を充実させてほしい。
- 心臓病の子どもが発作を起こす等の緊急時に、兄弟の子どもを預かってくれるエンゼルママのような支援者があるとよいと思う。
- 重度の障がい者の場合、ドアトゥードアの福祉サービスが便利であり、一層充実させてほしい。
- 障がい者のために基幹相談支援センターを設置してほしい。
- 重度心身障がい者のためのグループホームを市内に開設してほしい。

＜聴覚障がいの場合＞

- 交通費の支援について、タクシー券の配布か、ガソリンの補助か、いずれかを選択できるようにしてほしい。
- 施設等を利用する場合、利用者数の条件等の制約があり、少人数だと利用できないので、利用条件を緩和してほしい。
- パラリンピックには、「ろう者」は出場しておらず、「ろう者」の デフリンピックはまだ認知に十分でない状況にあるので、改善してほしい。
- 行政は、障がい者から意見が出る前に、各種情報を収集・整理し、障がい者の要望を先取りする形で、施策を展開してほしい。

＜精神障がいの場合＞

- 計画相談支援を受けられる窓口をもっと増やしてほしい。
- 精神障がい者に何かあった時、当事者とその家族に対して迅速かつ確かな支援のできる、専門家チームをつくってほしい。
- 3障がいを一元的に提供するというのが原則であるが、各種サービス提供事業所であれ、施設であれ、それぞれの障がいの特性に十分配慮してほしい。
- 精神保健手帳所持者が、受けられるサービスを充実させてほしい。
- 精神障がい者に関連した医療ミスが多発しているので、防止してほしい。
- 乳児健診の際、発達障がい児を早期に発見できるようにしてほしい。
- 発達障がい児のみならず、発達障がい者の支援に力を入れてほしい。
- 発達障がいの二次的障がいとして、統合失調症や鬱病を発症するケースがあることを認識して、支援をしてほしい。
- 計画相談支援は有効期間が2年と限られているが、期間が切れても延長申請できるようにしてほしい。
- 生活活動支援センターは、若い利用者が、そこで友人と交流し、就労につなげていけるようなものにしてほしい。
- 地域包括ケアシステム、地域包括支援センターが、精神障がい者への対応も含めて、総合的な支援をできるようにするとよい。
- 精神障がい、認知症、発達障がい等、それぞれの違いについて正確な知識を持った専門家を育成してほしい。
- 精神障がい者が、障がい者年金を受け取るためには、数年に1回医師の診断が必要となるが、医師によって診断が異なり、年金が受け取れなくなるケースがあるので、診断基準を明確にしてほしい。
- 精神障がい者に対する理解を深めるための早期教育を、小学生の時から実施してほしい。
- 教員や保護者に、不登校の多くが精神障がいの兆候であるとの認識を持ってもらい、早期に精神障がいを発症した人を支援できるようにしてほしい。
- 幼児期、少年期、思春期にいじめを受けたことが、後になって精神障がいとなって現れるケースがあるので、早期にスクール・カウンセラー等が心のケアをしてほしい。

＜知的障がいの場合＞

- 障がい児の中には多動の激しい子どもがいるが、その場合、職員が1人付きっきりになって、ケガをしないように、また、人間関係の揉め事を起さないように、しっかりと見守りをしていくようにしてほしい。
- 計画相談支援を行う事業所が不足しているので、増やしてほしい。
- 障がい者がひとりになった時、地域の中で自立して生活できるようグループホームを増設してほしい。
- 知的障がい者は、グループホームの中で安心して生活できる。

- 重度の知的障がい者に対応できる障がい者施設がほしい。
- 知的障がい者が、交通手段の利用の仕方を勉強するためにも、コミュニティバスも含めて交通網を整備してほしい。

＜障がい児の場合＞

- 社会には、障がいのある子どもがいるのは自然で、当たり前という空気を広げるため、子どもの頃から、障がいのある子どもとない子どもが交流できる機会や場を拡充することや福祉教育を推進してほしい。
- 保育園の利用条件が、フルタイムで働く健常児の母親の利用を前提にしており、障がいのある子どもの母親が保育園を利用しづらいので、改善してほしい。
- 医療的ケア児が自立していくためには、親が全面的に介助している状態は決して好ましいものではないので、週何日か、できれば、毎日通える医療的ケアの受けられる施設を作してほしい。そうすることが、子どもの自立のみならず、親の自立にもつながる。
- 障がい児への支援を充実させることも重要だが、同時に、その親同士が交流できる機会や場を拡充する等親への支援を充実させてほしい。
- 医療的ケアやリハビリテーションができる障がい児用の保育園を作してほしい。こうした保育園があることは、親同士の交流を促進していくことにもつながる。
- 障がい児に対するオムツの補助が、脳源病の子どもに限定されているが、医療的ケア児が増加する中であって、個々の補助金の金額を下げて、医療的ケア児のいる家庭全部に公平に配分されるようにしてほしい。
- 特別支援学校を利用する場合、就学1年前から見学して学校を選択する形になるが、見学をいつでもできるようにしてほしい。
- 障がい児を学校に通わせる時、その学校の教育方針を踏まえて判断したいが、子どもを通わせることのできる学校が地域ごとに限定されているので、この制約をなくしてほしい。

＜相談支援事務所の場合＞

- 障がい者支援のために、空き家を有効活用してほしい。
- 医療的ケアを充実させるとともに、ヘルパーの増員をしてほしい。
- 通園、通学時の移動支援を充実させるとともに、障がい者の就労先を市内に確保してほしい。
- 移動支援、行動援護に関して、障がい者がより利用しやすいものとするとともに、事業所の参入を促進してほしい。
- 入所施設等で、支援員が不足しているので、人材の発掘、育成、確保に努めてほしい。
- 地域で障がい者が暮らすという実績を積重ねていけるように支援してほしい。
- グループホームについては、スプリンクラーの設置等建設するための条件が厳しくなっていることから、何らかの支援をしてほしい。
- 障がい者の中には、受け入れ先がみつからず生活が困難になっているという深刻なケースもあるが、こうした困難事例については、相談事業所単体での対応には限界があり、自立支援協議会を中心に関係機関が連携して支援できるようにしてほしい。

⑤ 障がい者施策についての基本的な考え方について

市が障がい者施策を推進するにあたって、どのような視点に立つことが望ましいか、これまでの経験を踏まえて、お考えをお聞かせください。

＜視覚障がいの場合＞

- ワンストップで、利用者の相談に対応できる総合相談窓口を設置する等、相談・支援体制の充実を、計画の柱にほしい。

＜身体障がいの場合＞

- 身体障がい者団体の責任として、若い身体障がい者の方に、自分たちの経験を伝えていくことが大切と考えており、この視点に立って、計画策定を支援していきたい。
- 法律や制度の改正が頻繁に行われているうえ、福祉サービスが多様化・複雑化しており、障がい者支援の全体像が見えにくくなっているため、総合相談窓口の設置等、障がい者に利用しやすい障がい者支援体制を構築してほしい。
- 幼年期から学齢期、思春期への生育暦の伝達をはじめとして、障がい者のライフステージの各段階を通じて、切れ目のない支援を受けられる体制を構築してほしい。
- 児童の発達支援については、ライフステージの各段階に応じた適切な支援をしていくということを基本的な方向性としてほしい。
- 障がい者の概念が高次脳機能障がいも含め、多様な障がいを意味するものへと変化している中において、様々な障がいに対応できる相談支援体制の構築を基本としてほしい。
- 「親なき後」も子どもの生活について何一つ心配することがなくてすむような、「親が安心して死ぬる」社会の実現を目指してほしい。

＜聴覚障がいの場合＞

- 国の制度と自治体の制度の区別をしてほしい。
- 障がいの種類ごとに法律、制度等を分かりやすく説明してほしい。

＜精神障がいの場合＞

- 改正総合支援法の趣旨に沿った計画づくりをしてほしい。
- 精神障がい者の障がいの多様性と、ライフステージの各段階における状況を考慮して、計画を策定してほしい。
- 公的サービスだけでは限界があるので、地域のボランティアや家族会の力を活用するという方向性を出してほしい。
- 家族会も高齢化しており、各課題を早期に解決していく方向で、計画を策定してほしい。
- 精神障がい者が地域で自立して生活していくために適切な支援を受けられる体制を構築するとともに、当事者も自立していきこうとの意欲を持つことが重要である。

＜知的障がいの場合＞

- 地域全体による障がい者の自立支援が基本的視点である。
- 障がいの種類や程度に応じた多様なサービス提供体制の確立を基本的方向としてほしい。
- 「親なき後」も子どもが安心して生活し、幸福になれるような社会の実現をめざしてほしい。

＜障がい児の場合＞

- 障がい児が、医療的ケアを受け、バリアフリー化の進んだ環境の中で、自立して行動できる真の「共生社会」の実現をめざしてほしい。
- 障がい児に対しては、一方的に支援を押し付けるのではなく、障がい児の自己決定権を尊重し、多様な選択肢の中から、自ら必要な支援を選択できるようにしてほしい。
- 障がい児の場合、進学、就労等すべての面で、選択肢が狭くなる傾向があるが、学校の先生等の関係者が、障がい児一人ひとりに寄り添い、できる限り本人の希望がかなうよう支援してほしい。
- 障がいという言葉に対して、マイナスイメージ（不幸）とプラスイメージ（幸福）という相対立するイメージが広がっているが、障がいのない人と同様に、障がいのある人の中にも、幸福な人もいれば、不幸な人もいる、というのが、真の意味での平等で公正な考え方であると思う。

＜相談支援事務所の場合＞

- 障がい者に対するサービスについて、需要と供給のバランスをとっていくことが必要である。
- 障がいの種類や程度に応じて、適切な支援をしていくという視点が重要である。
- 一般市民の障がい者への理解の促進を基本とする。
- 障がい者の立場を尊重する。
- 障がい者を制度に当てはめるのではなく、反対に、障がい者のニーズに応えるために、制度を柔軟に運用することが大切である。

第 3 章

障がい福祉サービスの利用状況 (障がい福祉計画)

1

障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

●現状と課題

居宅介護の利用需要は多く、計画相談支援の完全施行により今後も利用量増が見込まれます。介護サービス事業所が参入しやすい領域であるため、事業所数は確保可能と思われませんが、障がい種別（特に知的・精神）及び難病等の疾病によっては対応できないケースも生じているため、研修等による「支援者の質の向上」を実施していく必要があります。

重度障がい者等包括支援については、県下で対応できる事業所が存在しませんが、現在のところ利用についての相談等、需要の見込めるケースがありません。潜在的な対象者がいる可能性はあるものの、他サービスの組み合わせにより対応は可能と思われるため、他サービス提供体制の確保により支援体制を整えます。

●1か月当たりサービス延べ利用時間実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の事業所数 (箇所)
	実績	実績	実績 (見込)	
居宅介護 (ホームヘルプ)	696時間 (55人)	770時間 (56人)	908時間 (60人)	7
重度訪問介護	589時間 (3人)	1,514時間 (5人)	1,958時間 (5人)	7
同行援護	129時間 (13人)	100時間 (10人)	79時間 (9人)	5
行動援護	0時間 (0人)	4時間 (1人)	4時間 (1人)	0
重度障がい者等包括支援	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0

※市内事業所数は、H29.11.30現在。※()書きは、実利用者数。

(2) 日中活動系サービス

●現状と課題

通所系事業所については、本市には就労系事業所が他市と比較して多くあるため、需要増にもある程度は対応できると思われれます。しかしながら、短期入所施設については、事業所数の問題で需要に応じきれないことも多くなっています。ニーズを再度分析しなおしたうえで、近隣他市を含めて不足しているサービス種別の施設数の増加を広域的に検討していく必要があります。

●1か月当たりサービス延べ利用人数実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の事業所数 (箇所)
	実績	実績	実績(見込)	
生活介護	1,761人 (86人)	1,820人 (93人)	1,798人 (93人)	3
自立訓練(機能訓練)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0
自立訓練(生活訓練)	247人 (14人)	335人 (19人)	390人 (21人)	3
宿泊型自立訓練	126人 (4人)	205人 (7人)	242人 (8人)	0
就労移行支援	290人 (16人)	357人 (19人)	428人 (23人)	6
就労継続支援(A型)	809人 (41人)	1,098人 (56人)	1,213人 (61人)	2
就労継続支援(B型)	1,875人 (118人)	2,012人 (127人)	1,986人 (124人)	8
療養介護	303人 (10人)	301人 (10人)	303人 (10人)	0
短期入所(福祉型)	139人 (14人)	183人 (17人)	115人 (16人)	7
短期入所(医療型)	2人 (1人)	2人 (1人)	5人 (1人)	0

※市内事業所数は、H30.1.31現在。※()書きは、実利用者数。

(3) 居住系サービス

●現状と課題

重度障がい対応可能なグループホームのニーズが生じてきている一方で、サービスの運営体制から受入できない事例も生じています。新規入所施設の整備は容易でないため、「地域生活で対応可能」である範囲を拡大していく方向が望まれます。

●1か月当たりサービス延べ利用人数実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の事業所数 (箇所)
	実績	実績	実績 (見込)	
共同生活援助（グループホーム）	47人	54人	54人	5
施設入所支援	48人	51人	52人	1

※市内事業所数は、H30. 1. 31現在。

(4) 相談支援（サービス等利用計画作成）

●現状と課題

平成26年度末に、全ての福祉サービス利用者に対して計画相談支援をつけることとなりましたが、近隣市を含めたサービス利用者数に対して相談支援事業所が不足しています。県の研修実施のほか、自立支援協議会を活用して相談支援専門員の数の確保と質の向上を図る必要があります。

●年間当たり利用人数実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の事業所数 (箇所)
	実績	実績	実績 (見込)	
計画相談支援	381人	464人	456人	7
地域移行支援	0人	0人	0人	0
地域定着支援	0人	0人	0人	0

※市内事業所数は、H30. 1. 31現在。

2 地域生活支援事業

●現状と課題

相談支援については、市内に委託している相談支援事務所に相談支援専門員を増員するよう要請していくとともに、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、市内の相談支援事業者の体制強化を図ることが重要です。

また、意思疎通支援については、従来から手話通訳派遣事業及び手話通訳養成事業、要約筆記奉仕員派遣事業を行っていますが、今後も引き続き十分な対応ができるようにしていくことが必要です。

日常生活用具費給付については、引き続き障がいのある人のニーズに合った種目の適正な給付・貸与を行うとともに、移動支援についても市民の利用意向が高いことから、一層の充実を図ることが求められます。

さらに、地域活動支援センターについては、引き続き安定した事業運営を支援するとともに、訪問入浴サービス等、利用者が増えている事業についてはサービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、適切に対応していくことが必要です。

●主なサービス提供実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績	実績	実績（見込）
（1）相談支援事業 ※事業所数			
相談支援事業所数	2か所	2か所	2か所
（2）意思疎通支援事業 ※年間件数、日数			
手話通訳者派遣事業	77件	75件	64件
要約筆記者派遣事業			
手話通訳者設置事業	243日	243日	243日
（3）日常生活用具費給付事業 ※年間件数			
日常生活用具費給付事業	1,356件	1,773件	1,892件
（内訳）介護・訓練支援用具	5件	3件	12件
自立生活支援用具	10件	7件	20件
在宅療養等支援用具	3件	9件	24件
情報・意思疎通支援用具	6件	6件	8件
排泄管理支援用具	1,328件	1,748件	1,824件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4件	0件	4件
（4）移動支援事業 ※月間時間数			
移動支援事業	86時間 （17人）	80時間 （14人）	86時間 （14人）
（5）地域活動支援センター事業 ※事業所数、月間利用者数			
地域活動支援センター事業	2か所 （639人）	2か所 （681人）	2か所 （683人）
（内訳）市内施設	1か所 （445人）	1か所 （454人）	1か所 （472人）
市外施設	1か所 （194人）	1か所 （227人）	1か所 （211人）

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績	実績	実績（見込）
（６）日中一時支援事業		※月間利用者数	
日中一時支援事業	261人 (49人)	296人 (53人)	364人 (77人)
（内訳）障がい者	123人 (24人)	124人 (23人)	126人 (27人)
障がい児	138人 (25人)	172人 (30人)	238人 (50人)
（７）訪問入浴サービス事業		※月間利用者数	
訪問入浴サービス事業	40人 (6人)	48人 (7人)	110人 (10人)
（内訳）障がい者	40人 (6人)	46人 (6人)	100人 (9人)
障がい児	0人 (0人)	2人 (1人)	10人 (1人)

※月間利用者数（ ）書きは実利用者人数

第 4 章

今後の障がい福祉サービス等 の見込み及び方策 (障がい福祉計画)

1

福祉施設入所者の地域生活への移行

●目標と取組

＜国の基本指針＞

平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。

目標値は、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域移行するとともに、平成32年度末施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

このような状況を踏まえて、市では、地域生活への移行が円滑に進むよう、入所施設等の協力を得ながら、地域で暮らす受け皿として必要なグループホーム等の整備促進や、地域生活の実現に向けた相談支援に取り組めます。

また、障がい者が地域で生活するうえでは、就労の場の確保や地域とのかかわりが欠かせないことから、障がい者に対する地域の理解が深まるよう、地域住民と障がい者が交流する機会を設けるなど、啓発・広報活動に積極的に取り組めます。

平成28年度末の施設入所者数52人に対し、平成32年末は50人とし、2人の削減を見込みます。

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数 (A)	52人	平成29年3月31日現在の人数
現在の施設入所者数	51人	平成29年10月1日現在の人数
平成32年度末の施設入所者数 (B)	50人	平成33年3月31日現在の人数見込み
【目標値】削減見込 (A-B)	2人	減少見込者数 (入所待機者12名)
【目標値】地域生活移行者数 (C)	6人	施設からグループホーム等へ移行する見込者数

2

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

●目標と取組

<国の基本指針>（成果目標の変更あり）

入院後3カ月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

こうしたことから、市では県ともそれぞれの役割を分担しながら緊密に連携し、障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、自治体などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

また、入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、国及び県にて示された退院率の目標値及び退院後の精神障がい者の状況やニーズ等を総合的に勘案し、医療機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

なお、県では、平成29年6月30日時点で1年以上の入院患者数および平成32年度基盤整備量（暫定値）を示しています。

牛久市は、平成29年6月30日現在、県内精神科病院の入院患者のうち、1年以上の入院患者は、65歳未満38人、65歳以上25人で計63人います。

平成32年度までに、1年以上の入院患者のうち65歳未満の方を9人、65歳以上の方のうち5人を地域に退院させる目標値としています。

3

地域生活支援拠点等の整備

●目標と取組

<国の基本指針>

障がい者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据えて、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成32年度末までに市町村または圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基本とする。

この地域生活支援拠点とは、障がい者の入所施設や病院からの地域生活移行を確実にするため地域生活を支援する相談や緊急受け入れなどの機能を持った拠点を指し、都道府県が定める福祉圏域または市町村内を対象として整備するものです。

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、ライフステージや生活課題を勘案し、どのような形態や規模で地域での安心感を担保し、生活を地域全体で支える体制の構築ができるか、障がい福祉事務所や近隣市町村と協議・連携し、今後取組んでまいります。そして、市としては面的整備（※）を検討する方向です。

※面的整備：複数の対象事業を一括して整備する手法。既存の法制度にとらわれない枠組みが可能になるとされている。

4

福祉施設利用者の一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行数

●目標と取組み

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

本市における平成28年度中に就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行訓練、就労継続支援）の福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人数は自立訓練（生活訓練）から10人となっています。これらのことから、平成32年度中に福祉施設から一般就労する人数は15人、平成28年度と比べ1.5倍を見込みます。

●福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	10人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
現在の年間一般就労移行者数	10人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	15人 (150%)	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する見込数(1.5倍)

●目標と取組み

<国の基本指針>

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

平成28年度における就労移行支援事業の利用者数は20人となっており、平成29年度の見込みが、26人となっていることから、32年度は、平成28年度の2割を超える37人と見込みます。

●就労移行支援事業利用者の就労移行率

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	20人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
現在の就労移行支援事業の利用者数	26人	平成29年10月1日現在、就労移行支援事業の利用者数
[目標値] 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	37人	平成32年度において就労移行支援事業を利用する者の数(2割以上)

(3) 就労移行支援事業 事業所の就労移行率

●目標と取組

<国の基本指針>

市町村の就労移行支援事業所の実利用者の就労移行率が、3割以上の事業所の数を確認し、市町村内の事業所全体の5割以上とすることを基本とする。

福祉施設から一般就労に向けて、施設と市、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携して支援ができるよう、障害者自立支援協議会等において支援策の検討を行います。また、市内の企業等に対して、啓発や広報活動を積極的に行い、障がい者の雇用に対する理解を広めます。

さらに、障害者施設優先調達法に基づき、市による障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達方針を定め、就労を目指す中での工賃向上を支援します。

●就労移行支援事業 事業所の就労移行率

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数	5 事業所	平成 28 年度末において就労移行支援事業を提供する市内事業所数
平成 28 年度中に当市利用者中 3 割以上が就労した事業所数	1 事業所	平成 28 年度中に就労移行支援事業所を当市利用者が退所し、一般就労へ移行した割合が 3 割以上の事業所数
現在の就労移行支援事業所数	6 事業所	平成 29 年 10 月 1 日現在、就労移行支援事業を提供する市内事業所数
[目標値] 平成 32 年度中に当市利用者中 3 割以上が就労見込の事業所数	3 事業所 (50.0%)	平成 32 年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労へ移行する見込数（全体の 5 割以上）

(4) 就労定着支援

●目標と取組

一般就労への定着を推進する就労定着支援について目標値を設定します。

<国の基本指針>

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

就労定着支援を受けた受給者が、支援開始した時点から 1 年後において 8 割以上の利用者が就労の継続をしていると見込みます。

項目	1 年後定着率	考え方
平成30年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）
平成31年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）
平成32年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）

(5) その他の就労支援

●目標と取組

茨城県やハローワークと連携し、障がい者の就職と職業生活の継続を支援します。

5

相談支援体制の充実

(1) 障害者自立支援協議会

障害者自立支援協議会では、サービス提供者や障がい者相談員等の関係機関が相互に連絡し、地域での障がい者対策の課題について情報を共有し、連携を図ります。また、障がい者本人や家族だけでは解決できない困難なケースについて検討し、サービス利用等につながるよう支援します。

(2) 相談支援事業者の活用

障がい者のさまざまな相談に対応できるよう市担当職員および相談支援専門員のレベルアップを図るとともに、相談支援事業者等を活用し、相談業務のより一層の充実と相談窓口の拡充を図ります。平成29年4月現在、市内には民間の6か所の相談支援事業所があり、サービス利用に関する相談等に応じています。今後は、相談支援事業者のさらなる確保のため、事業者等へ働きかけてまいります。

(3) 意思決定支援

自己決定の尊重を理念として掲げる成年後見制度は、成年後見人の包括的な代理権が認められ、様々な意思決定の際には、後見人の裁量に委ねられている場合が少なくありません。

そこで、誰でも人生の様々な場面では自分のことは自分で決めることができることを大前提とし、障がいのある人が自信を取り戻し、自分の意思を表明し、自ら意思決定できることを目指すべく最大限の支援をしてまいります。

6

サービス提供基盤の整備等

(1) 制度の普及・啓発

市広報紙を用いて、障がいのある人が利用できるサービスや利用方法等について普及・周知を行います。また、身近なところでサービス利用の相談ができるよう、民生委員や障がい者相談員等に対する制度説明会等を実施します。

(2) サービス提供基盤の確保

障がいのある人に対して、必要なサービス量が提供できるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。

また、市内において確保が困難なサービス等については、県や周辺市町村と協力し、障がい福祉圏域での確保に努めます。

●取手・竜ヶ崎障がい福祉圏域の状況

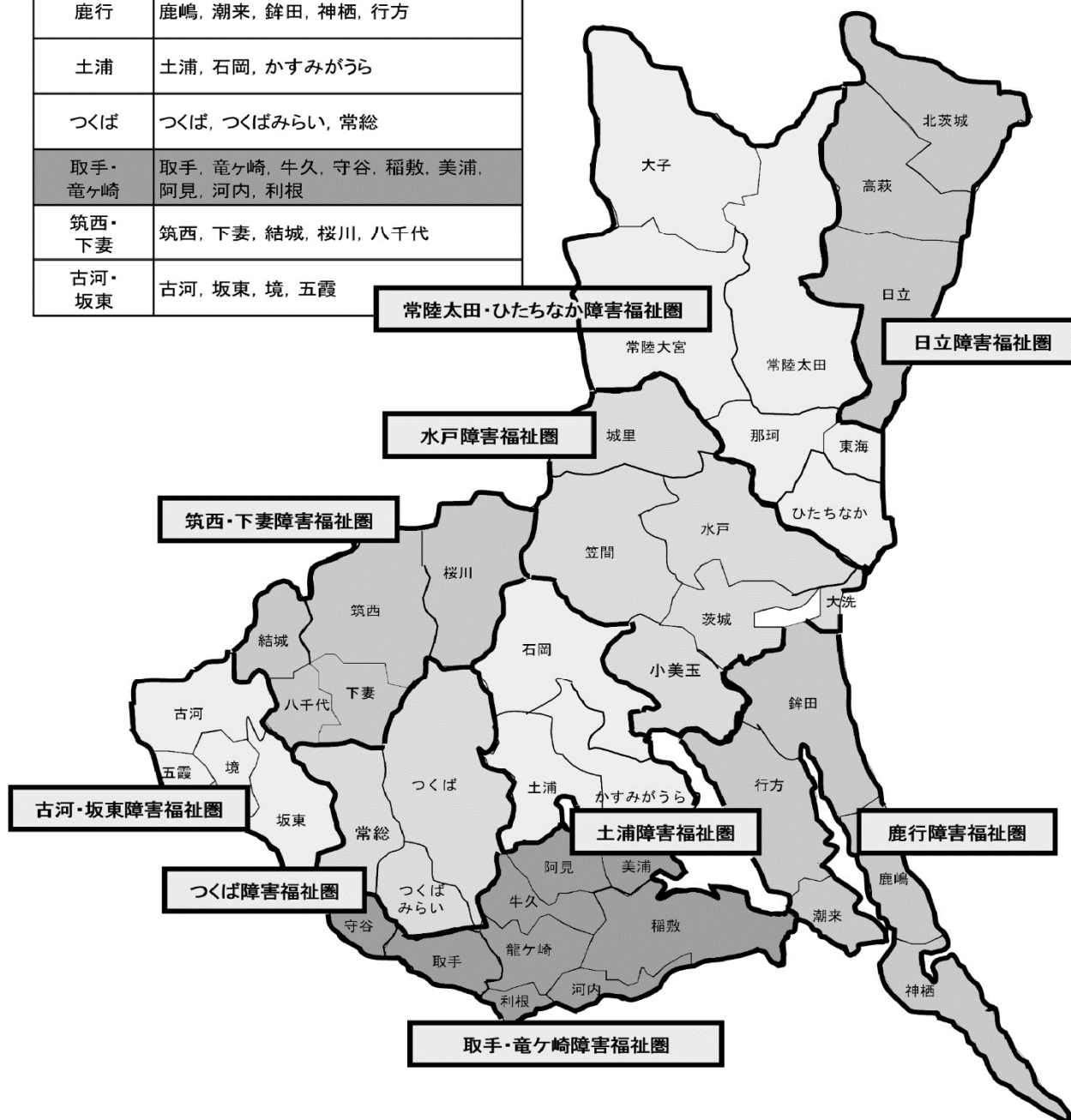
(単位:人)

区 分	人 口	手帳等所持者				自立支援
		総数	身体	知的	精神	
龍ヶ崎市	77,603	4,135	2,061	521	434	1,119
取手市	105,857	6,341	3,233	699	750	1,659
牛久市	84,722	4,141	1,953	503	475	1,210
守谷市	65,747	3,332	1,857	339	340	796
稲敷市	41,906	2,832	1,724	322	263	523
美浦村	15,341	923	470	151	92	210
阿見町	47,465	2,639	1,373	304	302	660
河内町	8,915	623	369	91	60	103
利根町	15,977	1,090	625	98	132	235
圏域合計	463,533	26,056	13,755	3,028	2,848	6,515

人口：平成29年3月31日現在 資料：茨城県常住人口調査、県障害福祉課資料

障害福祉圏域

圏域	市 町 村
水戸	水戸, 笠間, 小美玉, 茨城, 大洗, 城里
日立	日立, 高萩, 北茨城
常陸太田・ひたちなか	常陸太田, ひたちなか, 常陸大宮, 那珂, 東海, 大子
鹿行	鹿嶋, 潮来, 鉾田, 神栖, 行方
土浦	土浦, 石岡, かすみがうら
つくば	つくば, つくばみらい, 常総
取手・竜ヶ崎	取手, 竜ヶ崎, 牛久, 守谷, 稲敷, 美浦, 阿見, 河内, 利根
筑西・下妻	筑西, 下妻, 結城, 桜川, 八千代
古河・坂東	古河, 坂東, 境, 五霞



資料：茨城県

7

障がい者の虐待防止・差別解消等への取組

障がい者に対する虐待や身体拘束の防止・差別解消のため、地域住民や市内のサービス提供事業所等に対する啓発に加え、サービス提供事業所等への第三者評価制度の活用等の働きかけを行います。

また、障害者自立支援協議会等を通して、障がいのある人の権利擁護や虐待防止に関する理解を広め事業所との連携を取りながら、障がい者の安全確認や事実確認を行う体制づくり、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができる体制づくりに努めます。

障がいのある人と関わる時・支援をする時には、障がいのある人が「自分のことは自分で決める」という、自己決定を尊重することが大切です。自分で決めることが難しい人には、ゆっくりと、やさしい言葉や、わかりやすく繰り返し説明するなど工夫して、決めるための手助けをしていくことが重要です。相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所の職員に対し、障がいのある人の意思決定を支援するよう県とともに指導していきます。

障がいをお持ちの方で、判断能力が不十分である方が、不利な契約を結ぶことがないように一定の決められた人（後見人、保佐人、補助人）が本人の不十分な判断能力を補い保護していきます。

制度に関する理解を広め、安心して生活ができるよう制度の周知に努めます。

障害者総合支援法、児童福祉法改正に基づく支援については、発達障がいや難病が支援の対象に含まれていますが、サービスを受ける対象でありながら支援を受けていない等の状況があります。支援の必要な方が、スムーズにサービスを受けられるよう、制度の周知を図ってまいります。

また、サービスの希望者には、必要となるサービスの支援につなげてまいります。

第 5 章

障がい福祉サービス等の目標値 (障がい福祉計画)

1

障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

●取組

今後は、高齢の保護者と障がいのある中高年の子で暮らす世帯が増えると予想されます。本人の自立を目指し、親と子それぞれに必要なサービスを利用できるよう、家族ケアの視点が重要になります。介護保険事業との連携を図りながら、相談支援事業の充実に努め、障がいのある人が在宅生活を継続できるように取組みます。また、ホームヘルパー等のサービスを提供する職員が、障がい特性に応じたサービスを提供できるよう、事業所に対して支援方法等に関するアドバイスや各種研修会への参加の働きかけ等を行います。

●1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	908時間 (60人)	975時間 (65人)	1,050時間 (70人)	1,125時間 (75人)
重度訪問介護	1,958時間 (5人)	2,000時間 (5人)	2,000時間 (5人)	2,000時間 (5人)
同行援護	79時間 (9人)	120時間 (12人)	140時間 (14人)	160時間 (16人)
行動援護	4時間 (1人)	20時間 (2人)	20時間 (2人)	20時間 (2人)
重度障がい者等包括支援	0時間 (0人)	32時間 (1人)	32時間 (1人)	32時間 (1人)
考え方	<p>・平成28年度の実績を踏まえながら平成29年度の利用実績(見込)を基に算定しています</p> <p>① 居宅介護：伸び率は第4期の伸びを勘案し、前年度比約8%としています。</p> <p>② 重度訪問介護：月400時間×5人分</p> <p>③ 同行援護：伸び率は第4期の伸びを勘案し、前年度比約15%としています。</p> <p>④ 行動援護：月10時間×2人分</p> <p>⑤ 重度障がい者包括支援：27、28年度に利用実績なしのため、第4期計画と同じく32時間×1人分の利用を見込みます。</p> <p>※ () 書きは、月間利用実人数を表しています。</p>			

(2) ①日中活動系サービス（生活介護等）

●取組

障がいのある人の地域生活の実現を目指したサービス提供となるよう、事業所との情報交換や関係機関等との連携を図ります。障害者優先調達法に基づく庁内関連課等からの物品・役務の発注により工賃向上を支援し、ハローワーク等の関連機関と連携して一般就労の支援します。特別支援学校卒業生が就労へ向けて訓練を受ける場所の確保に努めます。また、県や近隣市町村と協力し、必要なサービス提供基盤の確保・拡大に努めます。

さらに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	1,798人 (93人)	1,911人 (98人)	1,970人 (101人)	2,028人 (104人)
自立訓練（機能訓練）	0人 (0人)	22人 (1人)	22人 (1人)	22人 (1人)
自立訓練（生活訓練）	390人 (21人)	388人 (22人)	405人 (23人)	423人 (24人)
就労移行支援	428人 (23人)	543人 (29人)	618人 (33人)	692人 (37人)
就労継続支援A型 (雇用型)	1,213人 (61人)	1,274人 (65人)	1,333人 (68人)	1,392人 (71人)
就労継続支援B型 (非雇用型)	1,986人 (124人)	2,054人 (130人)	2,113人 (135人)	2,212人 (140人)
就労定着支援		50人 (5人)	100人 (10人)	150人 (15人)
考え方	<p>① 生活介護：1人当たりの利用はH28年度の実績から19.5日を見込みます。</p> <p>② 自立訓練（機能訓練）：1人を見込みます。</p> <p>③ 自立訓練（生活訓練）：28年度の1人当たり実績17.6日。年間1人増を見込みます。</p> <p>④ 就労移行支援：国の指針により利用者数は平成32年度に平成28年度の1.9倍を見込みます。延べ利用人数は、28年度の1人当たり実績18.7日で見込みます。</p> <p>⑤ 就労継続支援A型：実利用者の伸びは年間3人増を見込みます。28年度の1人当たり実績19.6日。</p> <p>⑥ 就労継続支援B型：第4期の伸びを勘案し1人当たり実績15.8日。実利用者数の伸びは年間5人増を見込みます。</p> <p>⑦ 就労定着支援</p> <p>※（ ）書きは、月間利用実人数を表しています。</p>			

(2) ②日中活動系サービス（療養介護）

●取組

現段階で、県南地区には療養介護施設が無い場合、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
療養介護	303人 (10人)	341人 (11人)	372人 (12人)	403人 (13人)
考え方	・医療的ケアの必要な方の入所待機を考慮し、年間1人ずつの増としています。 ※（ ）書きは、月間利用実人数を表しています。			

(2) ③日中活動系サービス（短期入所）

●取組

短期入所は、家庭に用事があるときに短期利用するほか、家族同居から単身でのグループホーム利用への移行、施設入所や長期入院から地域への移行等のための訓練の場として利用者が見込まれています。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	115人 (16人)	275人 (25人)	330人 (30人)	385人 (35人)
短期入所（医療型）	5人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)
考え方	・平成30年度に、市内に短期入5床の設置予定があり、実利用者数の増が見込まれます。1人当たりの利用をH28年度実績の10.7日をもとに月10日として見込みます。 ※（ ）書きは、月間利用実人数を表しています。			

(3) 居住系サービス

●取組

グループホームについては、家族同居からの自立、施設入所や長期入院から地域への移行先として利用増が見込まれています。障がいのある人の地域生活を実現するため、市内外の社会福祉法人に対してグループホーム設置の働きかけや、設置促進のための支援策の検討を行います。また、サービス利用者が地域で安心して生活するための手法等の検討や、地域生に対する理解を深めるための啓発等や、地域移行、地域定着を進めるための、相談支援体制の充実を図ります。

また、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

●1か月当たり利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助 (グループホーム)	54人	60人	65人	70人
施設入所支援	52人	54人	55人	50人
自立生活援助		1人	1人	1人
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームは、入所施設利用者及び入院中の精神障がい者の地域移行分に加え、保護者の高齢化等により共同生活により地域での生活を継続する必要がある方の増が見込まれます。第4期計画中の実績から、増加量を8%として見込みます。 			

(4) 計画相談支援

●取組

計画相談支援は、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等を対象にサービス等利用計画の作成、モニタリングなどにより、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図るサービスです。

●年間の相談支援利用実人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	456人	490人	510人	530人
地域移行支援	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	1人	1人	1人
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援：第4期計画中の障がい福祉サービス利用者数の実績から、前年度比4%の伸びを見込みます。 ② 地域移行支援：27、28年度の利用実績なしのため、第4期計画と同じく年間2人の利用を見込みます。 ③ 地域定着支援：27、28年度の利用実績なしのため、第4期計画と同じく年間1人の利用を見込みます。 			

2

地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

●取組

市に、障がいに関する専門的な相談支援を行う精神保健福祉士や保健師を配置し、障がい者や家族、事業所等からの様々な相談に対応できるよう努めます。相談支援事業としては、市直営での対応に加え、牛久市社会福祉協議会への委託により実施してまいります。

また、個別に対応することが困難なケースについては、「牛久市障害者自立支援協議会」等において協議、調整を行います。

さらに、サービス等利用計画を策定可能な民間の相談支援事業者を活用し、相談窓口の数・受付時間の拡充や相談業務の充実を図ります。

●実施事業所見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所
考え方	・第4期の2か所設置を維持確保します。			

(2) 意思疎通支援事業

●取組

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう人材の育成や予算の確保に努めます。

●年間利用件数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	64件	70件	80件	90件
手話通訳者設置事業	243日	243日	243日	243日
考え方	・手話通訳者・要約筆記者派遣利用は第4期計画の実績を踏まえ、年間10件の増加を見込みます。 手話通訳者設置事業は、市役所平日開庁日数としています。			

(3) 日常生活用具費給付事業

●取組

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう予算の確保に努めます。取扱品目については国、県、近隣市町村の動向を検討してまいります。

●年間利用件数見込み

サービス名		29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
日常生活用具費給付事業		1,892件	2,000件	2,080件	2,130件
内 訳	① 介護・訓練支援用具	12件	15件	15件	15件
	② 自立生活支援用具	20件	20件	20件	20件
	③ 在宅療養等支援用具	24件	30件	30件	30件
	④ 情報・意思疎通支援用具	8件	10件	10件	10件
	⑤ 排泄管理支援用具	1,824件	1,920件	2,000件	2,130件
	⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	4件	5件	5件	5件
考え方		・第4期期間中の実績を踏まえて、前年比3%程度増を見込みます。			

(4) 移動支援事業

●取組

利用希望者に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	86時間 (14人)	95時間 (17人)	105時間 (18人)	116時間 (19人)
考え方	・28年度の実績から、時間数について前年度比約10%、利用者数6%の伸びを見込みます。			

(5) 地域活動支援センター事業

●取組

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。なお、精神障がい者の居場所確保については、今後どのような展開ができるか、市内の障がい福祉事業所と協議してまいります。事業所の協力を得つつ、地域活動支援センター又は地域活動支援センター以外であっても居場所づくりとしての可能な事業の実施を検討してまいります。

●年間利用件数見込み

サービス名		29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター事業		2か所 683人 (65人)	3か所 768人 (71人)	3か所 768人 (71人)	3か所 768人 (71人)
内訳	市内施設	1か所 472人 (40人)	2か所 540人 (45人)	2か所 540人 (45人)	2か所 540人 (45人)
	市外施設	1か所 211人 (25人)	1か所 228人 (26人)	1か所 228人 (26人)	1か所 228人 (26人)
考え方		・第4期計画中的実績から、第5期中は市内施設利用者45人×月12回、市外施設利用者26人×月8.8回で見込みます。※()書きは、実利用人数。			

(6) 日中一時支援事業

●取組

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。また、障がい児が長期休暇や週休日に利用できるように、事業所の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名		29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業		364人 (77人)	400人 (80人)	425人 (85人)	450人 (90人)
内訳	障がい者	126人 (27人)	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)
	障がい児	238人 (50人)	250人 (50人)	275人 (55人)	300人 (60人)
考え方		・利用者×月平均利用日数5日 ※()書きは、実利用人数。			

(7) 訪問入浴サービス事業

●取組

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名		29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業		110人 (10人)	120人 (12人)	130人 (13人)	140人 (14人)
内訳	障がい者	100人 (9人)	110人 (11人)	120人 (12人)	130人 (13人)
	障がい児	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)
考え方		・第4期計画中的実績から、28年度実績の1名増とし、週2回×5週で1人当たり月10回の利用を見込みます。 ※()書きは、実利用人数。			

(8) その他の地域生活支援事業

次の事業については、事業の性格上、数値目標等は設けませんが、障がい者の地域生活を支援することを目的として実施していきます。

① 理解促進研修・啓発事業

当事者団体である牛久市障害者連合会、自立支援協議会や関連機関と連携して、地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。

② 自発的活動支援事業

牛久市障害者連合会への活動支援を行い、障がい者やその家族が主体となって実現する社会参加活動を支援します。また、重度障がいのある方を地域で見守る仕組みをつくるため、「見守り台帳」登録を呼びかけてまいります。

③ 成年後見制度支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者について、親族がない等の理由がある場合には、市長による申立てを実施するとともに、低所得者の方に対して、申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

牛久市社会福祉協議会の成年後見サポートセンター事業を支援し、知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用するときの相談や、親族以外の市民後見人・法人後見等を選定する場合の相談に対応できるようにします。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

手話の普及啓発のための講習会を毎年開催し、基礎的な手話を使用できる人を増やします。

⑥ 点字・声の広報発行

広報うしく（毎月2回、1日、15日発行）の点字版、デジター版を発行し、重度視覚障がい者のうち、ご希望される方へ郵送します。

⑦ 自動車運転免許取得・改造助成

ア. 自動車免許取得補助

4級以上の身体障がい者で、社会参加のために自動車運転免許を取得する人が教習所に通う際の費用の一部を助成します。

イ. 自動車改造費補助

1級又は2級の上肢、下肢又は体幹機能障がい者で、社会参加のために自分で運転する人が、自動車を運転しやすくなるように自動車のハンドル、ブレーキ等の改造に要した費用を助成します。（所得制限あり）

⑧ 重度障がい者移送サービス

重度障がい者又はそれと同等程度の障がいのある人であって、一般の交通手段を利用することが困難であると認められる人の社会参加が促進されるよう、リフト付き乗用車等を運行します。

⑨ 介護用自動車購入助成

1級又は2級の身体障がい者で、下肢または体幹機能障がいにより移動に際し車いす等を利用している在宅の人に対して、介護用自動車の改造等に要する費用を助成します。（所得制限あり）

⑩ 緊急時の居室確保事業

障がいのある人が、短期入所の利用が困難な場合に、緊急一時的な宿泊の場の提供をします。

第 6 章

障がい福祉サービスの利用状況 (障がい児福祉計画)

1

障がい児福祉サービス

●現状と課題

医療的ケアの必要な障がい児に対応可能な通所施設のニーズに対して、市内受け入れ施設が平成29年10月現在、2か所となり近隣市町村においても受け入れがされています。

平成26年度末に、全ての福祉サービス利用者に対して計画相談支援をつけることとなり平成29年10月現在、児童の計画相談支援は市内において3か所の事業所が行っていますが、近隣市を含めたサービス利用者数に対して、相談支援事業所は不足している状況です。利用者が増加の傾向にあることから、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用実人数実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の 事業所数※
	実績	実績	実績 (見込)	
児童発達支援	354人 93人	430人 109人	389人 102人	4事業所
医療型児童 発達支援	0人 0人	0人 0人	0人 0人	0か所
放課後等 デイサービス	567人 47人	939人 68人	1,092人 78人	7事業所
保育所訪問支援	6人 6人	11人 11人	21人 20人	1事業所

※事業所数：H30.1.31現在

●年間相談実利用人数実績

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	市内の 事業所数※
	実績	実績	実績 (見込)	
障がい児相談支援	60人	90人	94人	4事業所

※事業所数：H30.1.31現在

第 7 章

障がい福祉サービス等の目標値 (障がい児福祉計画)

1

障がい児福祉サービス

(1) 障がい児通所支援（未就学児）

●取組

現段階で、未就学の障がい児支援については、「こども発達支援センターのぞみ園」を中核として、事業所数は、4 か所となっており、児童発達支援の提供や相談への対応を進めています。

利用希望については増加することが見込まれますが、今後は支援の内容について適正な対応が図られるように県と連携して指導等に努めるとともに、質の向上と適切な療育がなされるよう努め、医療的ケア児の受け入れについて、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めます。

保育所等訪問支援は、保育園や幼稚園などで支援にかかわる保育士や教諭等に対し、療育や支援について専門職が相談に応じています。障がい児が同年代の子どもたちと共に日中を過ごす場所で適切な療育が受けられ、必要な訪問支援が継続できるよう事業所の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいにある障がい児のうち、障がい通所支援を利用するため、外出が困難な障がい児に対して、発達支援を行うサービスを提供するものです。

平成 30 年度からの新規事業であるため、児童のニーズを考慮しながら利用状況を把握し、実施事業所の確保に努めます。

●1 か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29 年度実績 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	389 人 (102 人)	492 人 (123 人)	552 人 (138 人)	620 人 (155 人)
医療型児童発達支援	0 人 (0 人)	5 人 (1 人)	5 人 (1 人)	5 人 (1 人)
保育所等訪問支援	21 人 (20 人)	25 人 (25 人)	30 人 (30 人)	30 人 (30 人)
居宅訪問型児童発達支援		8 人 (2 人)	12 人 (3 人)	16 人 (4 人)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援：第 4 期計画期間中の実績を基に、利用者数は前年度比 12% 増、1 人当たり月 4 日利用として見込みます。 医療型児童発達支援：通所が容易にできる市内や近隣にサービス提供ができる事業所がなく、H29 年の実績を基に見込みます。 保育所訪問：実施事業所は 1 か所、利用者数は H30、31 年度は H29 年度実績 2 年 5 人の増を見込み、H32 年度は、31 年度の同人数を見込みます。 保育訪問支援：平成 29 年度実績値より見込みます。 居宅訪問型児童発達支援：H29 年度利用登録している児童のうち、障がいの状況により通所が困難と思われる児童が 1 人当たり、週 1 回利用として見込みます。 ※ () 書きは、実利用人数。			

(2) 障がい児通所支援（学齢期）

●取組

放課後等デイサービスは、市内7事業所および他市町村の事業所で対応しています。現段階で、社会福祉課窓口や相談支援事業所へ、特別支援学校通学者に加え、普通小中学校の通学者からも、障がいのある児童の放課後の居場所づくりについての相談が寄せられています。学齢期の障がい児が地域で放課後や休日の支援を受けられるよう支援を行い、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めます。

また、医療的ケア児の受け入れについて、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めます。

●1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
放課後等デイサービス	1,092人 (78人)	1,190人 (85人)	1,260人 (90人)	1,330人 (95人)
考え方	・放課後等デイサービス：第4期計画期間中の実績を基に、1人当たり月14日利用として見込みます。 ※（ ）書きは、実利用人数。			

(3) 障がい児相談支援

●取組

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する障がい児等を対象に、サービス等利用計画（案）の作成、モニタリングなどにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図るサービスです。

平成29年10月現在、市内では3事業所で障がい児相談支援に対応し支援を行っている状況です。

市の施設である「こども発達支援センターのぞみ園」のみを利用する未就学児の現状は、大半が保護者の作成するセルフプランを基にサービスを利用しています。のぞみ園以外の事業所や複数のサービス事業所を利用する場合は、相談支援事業所によるサービス等利用計画を基に支援を利用しています。

相談支援専門員が、状況に応じて事業所との調整を行っています。事業所との調整は状況に応じて相談支援専門員が仲立ちを行っています。今後は、県の研修の案内等を行いながら、相談支援専門員の数の確保と質の向上を図り、利用希望者のニーズにこたえられるよう、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めてまいります。

●年間の相談支援利用人数見込み

サービス名	29年度実績 (見込)	30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	94人	110人	120人	130人
考え方	・放課後等デイサービスの利用見込みを勘案し、年間10人程度の利用増を見込みます。			

2

障がい児への支援

(1) 発達障がい児へのサービス

① 児童発達支援センター（※）等を中核とした地域支援体制の整備

<国の基本指針>

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設定が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

●取組

地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設「児童発達支援センター」の設置について、子ども・子育て支援事業計画における施策との整合を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。

※児童発達支援センター：障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設で、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

●見込み

内 容	30年度	31年度	32年度
施設数	0か所	0か所	1か所
考え方	・ H30年度で設置を検討し、H31年度で設計を行い、H32年度に市内1か所に開設をする予定です。		

② 児童発達支援センターの相談件数

<国の基本指針>

現状の相談件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害児支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。

●取組

発達障がい児とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行います。

●年間利用件数見込み

内 容	30年度	31年度	32年度
相談件数	0件	0件	10件
考え方	・センターの開所をH32年度後半を予定とするため利用見込みは、H32年度から見込みます。本格稼働は、平成33年度からとなる予定です。		

③児童発達支援センターの関係機関への助言

<国の基本指針>

現状の助言件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害児支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。

●取組

市町村や事業所が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように、児童発達支援センターが助言・指導を行います。

●年間利用件数見込み

内 容	30年度	31年度	32年度
助言数	0件	0件	10件
考え方	・保育所訪問の1か月当たりの実績を基に見込みます。		

(2) 医療的ケア（※）児へのサービス

<国の基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

●取組

急増する医療的ケアが必要な子どもには、看護師などの専門的なスタッフが必要であり、地域全体でこうした子どもを支えるための十分な支援・サービスを提供できるように保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携していきます。

※医療的ケア：家族や看護師が日常的に行う経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことで、医師による治療行為と区別して用いられます。

(3) 重度心身障がい児に対する支援

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援をうけられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設定が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

●取組

主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を平成32年までに確保できるよう、県や近隣市町村と協力してまいります。

(4) 小中学校との連携・情報共有

●取組

障がい児やその保護者等に対して、利用者のニーズに対し対応できるよう、小中学校と市とが情報の共有、提供を密に行い、適切な支援が受けられるように努めてまいります。

第 8 章

計画の進行管理

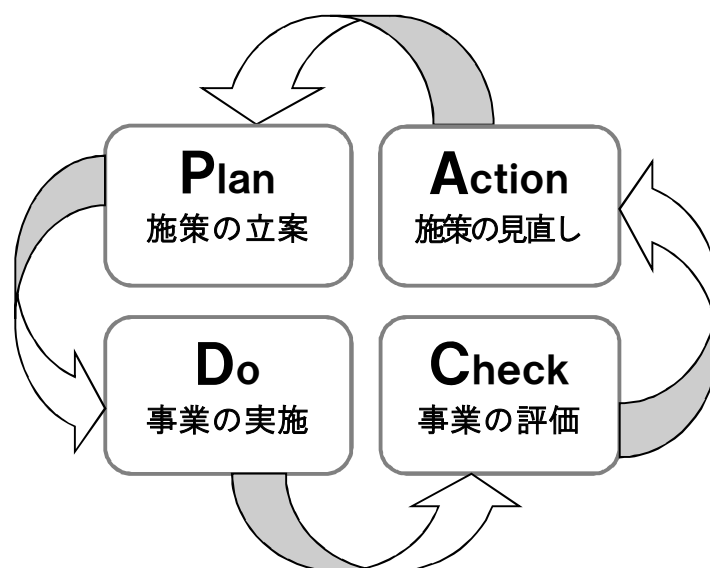
計画の進行管理

この計画の内容は、障がい分野だけでなく労働をはじめさまざまな分野と関係することから、庁内の関係部課だけではなく、サービスを提供している事業所や関係機関、当事者団体等の関係者と協力し、目標達成に向けての取組を進めてまいります。

また、計画の進捗状況は、市担当課で毎年取りまとめ、牛久市障害者自立支援協議会に報告し、その評価を受けるとともに、利用者のニーズや実情に合わせた検討を行ってまいります。

さらに、障がいのある人に対して、障がい者を取り巻く状況やサービス利用に関して、アンケートや意見交換会を実施し、その結果については、より良いサービスの提供やサービス提供基盤の確保等の資料として活用を図ります。

計画の実施においては、下記のPDCAサイクルを導入します。



☆マネジメントサイクルの1つで、立案 (plan)、実施 (do)、評価 (check)、見直し (action) のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、plan の内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付けるプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。

資料編

1

策定の経緯

期 日	会議等	内 容
平成29年 5月15日	第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉計画・障がい児福祉計画・自殺対策計画等のヒアリング、アンケート調査について 策定作業と今後のスケジュールについて ※アンケート調査は、3,000件を抽出し、郵送により行う。(障がい者2,606件、一般400件)
6月21日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 調査票(案)の検討
8月16日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の進捗状況・事業所等ヒアリング内容検討
8月～9月	事業所等ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等のヒアリング ※福祉事業所、身体、知的、精神、障がい児の当事者及び保護者
9月19日	自殺対策計画 ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念、指針、施策の検討
10月2日	第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等の報告(第2回) 現行計画の進捗評価(第2回)
11月1日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 目標値の検討(障がい者)
11月20日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 目標値の検討(障がい児)
12月25日	第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 原案検討 パブリックコメント実施準備
平成30年 1月10日～ 1月30日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施
2月22日	第4回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 概要版(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)の検討

○牛久市障害者自立支援協議会条例

平成28年12月20日

条例第33号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、障害者及び障害児等への支援体制整備を図るため、牛久市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者及び障害児等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の策定、審議及び調査等に関すること。
- (6) 障害者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に向けた体制構築に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (8) 専門部会等の設置及び運営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 市内の企業
- (6) 障害者団体
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮り、専門部会を置くことができる。

(ワーキングチームの設置)

第8条 協議会に、規則で定めるところにより、障害者計画の策定及び変更のために必要な調査及び資料を収集するため、ワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に牛久市障害者自立支援協議会の委員である者は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

3

設置規則

○牛久市障害者計画検討ワーキングチーム設置規則

平成17年3月31日

規則第38号

(設置)

第1条 牛久市障害者自立支援協議会条例（平成28年条例第33号）第8条の規定により、牛久市障害者計画検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

（一部改正〔平成25年規則35号・28年55号〕）

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の審議のための情報収集、現状分析に関すること。
- (2) その他障害者計画に関すること。

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、牛久市障害者自立支援協議会における障害者計画の審議が終了するまでとする。

（一部改正〔平成26年規則21号〕）

(運営)

第4条 ワーキングチームは、牛久市障害者自立支援協議会会長（以下「協議会会長」という。）の命により、障害者福祉担当課長が必要に応じて随時招集し、会議を総理する。

2 ワーキングチームの会議の結果は、協議会会長に報告するものとする。

（一部改正〔平成26年規則21号〕）

(庶務)

第5条 ワーキングチームの庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、ワーキングチームの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4

委員名簿

牛久市障害者自立支援協議会委員名簿

氏名	所属	分野	備考
山本光明	ほっとピア 管理者	相談支援事業者	会長
佐々木 一 晃	牛久市社会福祉協議会 事務局 次長	相談支援事業者	副会長
横山基樹	いなしきハートフルセンター 施設長	相談支援事業者	相談就労部会長
今田 敬	博慈園 施設長	障がい福祉サービス 事業者	権利擁護部会長
井口光明	牛久さくら園 施設長	障がい福祉サービス 事業者	
松原栄一	みのるの郷 施設長	障がい福祉サービス 事業者	
小澤純也	おおぞら 理事長	障がい福祉サービス 事業者	相談就労部会長
大貫由美子	ケアセンター輪 施設長	相談支援事業者	
塚野 孝	竜ヶ崎保健所 保健指導課 課長	保健・医療関係者	
羽成裕明	美浦特別支援学校 教頭	教育・雇用関係機関	
柳澤彰男	龍ヶ崎公共職業安定所 上席職業指導官	教育・雇用関係機関	
長野元樹	牛久青年会議所 理事長	市内の企業	
御代川栄子	牛久市障害者連合会 副会長	障がい者団体	
櫻井勝利	牛久市障害者連合会 理事	障がい者団体	
古舘佳己	牛久市障害者連合会 理事	障がい者団体	プラン部会長
金井欣秀	茨城県立医療大学 助教	学識経験者	
仙波共栄	牛久市民生委員児童委員協議会 会長	市長が必要と認める者	
斉藤宗男	牛久警察署 生活安全課 課長	市長が必要と認める者	

氏名	所属	分野	備考
宇都木 哲 男	牛久消防署 救急課 課長	市長が必要と認める者	
柳 井 秀 之	牛久市区長会 会長	市長が必要と認める者	

【旧委員】

氏名	所属	分野	備考
秦 靖 枝	茨城県立医療大学 非常勤講師	学識経験者	
古 谷 博	博慈園 施設長	障がい福祉サービス 事業者	

【事務局】

氏名	所属	事務
糸 賀 修	社会福祉課 課長	障がい福祉
結 束 千恵子	社会福祉課 課長補佐	障がい福祉
板 倉 美世恵	社会福祉課 主査	障がい福祉
富 田 香 織	社会福祉課 主査	障がい福祉

牛久市第5期障がい福祉計画
牛久市第1期障がい児福祉計画

発行 平成30年3月
編集 牛久市 保健福祉部 社会福祉課
〒300-1292
牛久市中央3丁目15番地1
電話 029 (873) 2111 (代)
FAX 029 (873) 0421